

資料2

松江市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画

〔原稿案〕 ② 松江市の基本施策項目（案）について

- ・ 第5章 推進のための施策

05

第5章

推進のための 施策



基本方針1. 健康づくりと介護予防 の推進(健康寿命の延伸)

施策の柱1 健康づくり施策の充実・
推進

施策の柱2 介護予防・重度化防止の
効果的な取組み

施策の柱3 生きがいづくり・社会参
加の促進

基本方針2. 多様なニーズに対応 した介護サービスの提供

施策の柱4 地域共生社会に向けた
包括的支援

施策の柱5 在宅医療・介護連携の推
進・充実

施策の柱6 適正化の推進

施策の柱7 災害・感染症対策

基本方針3. 認知症施策の推進

施策の柱8 認知症の人でも自分らし
く暮らせる共生社会の推進

基本方針4. 介護人材の確保

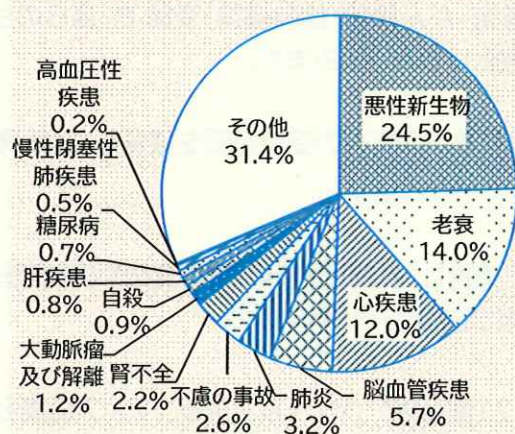
施策の柱9 地域包括ケアを支える
介護人材の確保

施策の柱10 介護人材の育成・定着
に向けた職場づくり

生活習慣病予防の推進

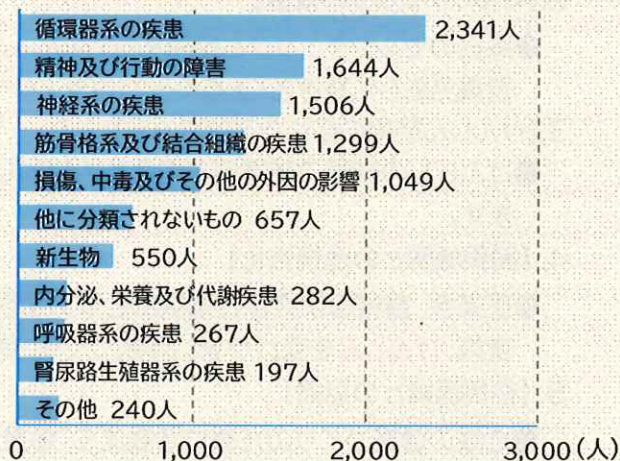
現状と課題

- 死因の約半数は悪性新生物、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病が占めており、生活習慣病予防の取組みをさらに推進していく必要があります。
- 要介護認定の原因疾患は、循環器系の疾患等生活習慣病によるものや、筋骨格系疾患及び骨折によるものが多くなっていることから、生活習慣病予防とフレイル予防を連動させた取組みが必要です。
- 生活習慣病予防のため、ライフステージに応じた適切な食習慣、運動習慣の定着を図り、健康な高齢期を迎える準備が必要です。

2024(令和6)年 死因別割合
(N=2,718)

出典: 2024(令和6)年度松江市保健衛生統計書

要介護認定者の原因疾患(N=10,032)



出典: 2025(令和7)年度松江市介護保険課認定データ分類にあたっては社会保険表章用疾病分類(20項目)による

基本施策項目の方向性

- 毎日のセルフチェックや定期的なけんしん(健康診査・がん検診・歯科健診)受診を通じて自らの健康状態を把握し、自分に合った健康づくりに取り組む市民を増やす必要があります。
- 脳血管疾患など、循環器系の疾患を防ぐため、「血圧管理」と「体重管理」及び「適切な生活習慣」(バランスの良い食事・野菜摂取、減塩、運動)の定着を図ります。
- 高齢期において心疾患、脳血管疾患、腎不全など生活習慣病の重症化を防ぎ、要介護状態への移行を予防するため、けんしんの結果に応じた保健指導や医療への受診勧奨を行います。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
家庭で毎日血圧測定をしている方の割合(%)	25.0	50.0
週1回以上運動やスポーツをしている方の割合(%)	40.2	70.0
松江市国保特定健診の受診率(%)	47.3 (R8年5月末)	60.0

具体的な取組み

1.【正しい知識の普及啓発】

- 自分に合った健康づくりの取組みを行う市民を増やすため、食生活や運動などの、正しい知識の普及啓発を行います。

2.【セルフチェックの推進】

- 毎日のセルフチェックと定期的なけんしん(健康診査・がん検診・歯科健診)受診で、自らの生活習慣見直しに繋げる「るくる^{*1}」キャンペーンを強化して取り組みます。

3.【けんしん結果に応じたアプローチ】

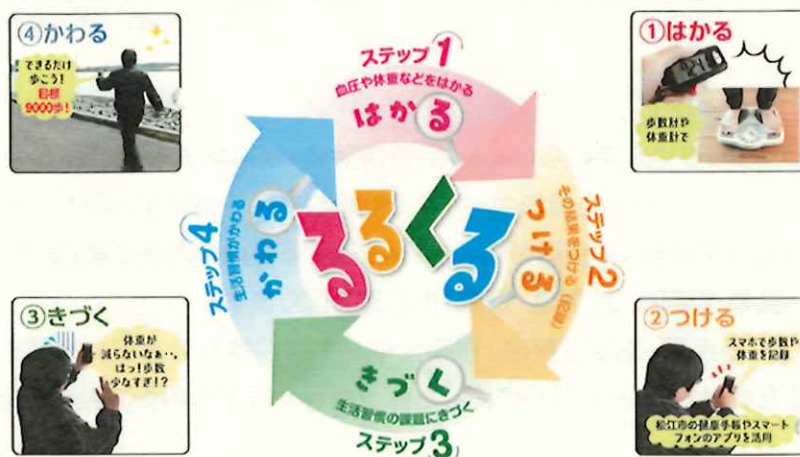
- けんしんの結果で基準値を超えた人に対し、保健指導や医療への受診勧奨を継続して取り組みます。

4.【関係機関との連携強化】

- 医師会、歯科医師会及び薬剤師会等の関係機関と連携し、各種取組みの周知啓発や出前講座の実施、けんしんを受けやすい体制づくり、受診勧奨に取り組みます。

5.【住民組織との協働】

- 地域の健康づくりのために活動する「健康まつえ21推進隊^{*2}」や「ヘルスボランティア協議会^{*3}」等、住民主体の健康づくりを支援し、健康づくりに取り組む機会を増やします。



*1 るくる: 血圧や体重をはかり、記録して生活を振り返り、生活習慣を変えて行こうという松江市の健康づくり運動のこと。

はか⑤、つけ⑤、きづ④、かわ⑤、の4ステップの最後の文字をとってキャッチフレーズとしている。

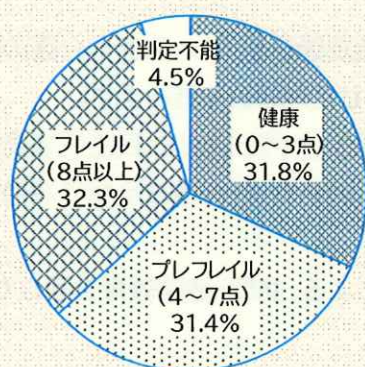
*2 健康まつえ21推進隊: 地域での健康づくりの推進役として、29地区すべての公民館区で結成されている。健康づくりに関するイベントや講座の開催情報発信、健康診査やがん検診の受診勧奨PR等、地域の実情に合わせた様々な取組みを行っている。

*3 ヘルスボランティア協議会: 市民の健康や生活習慣病予防等を積極的に推進し、各団体が連携をとりながら、ともに地域の健康づくりの充実のために活動する団体。現在は食、母子、運動の各分野を進める5つの団体が加盟。

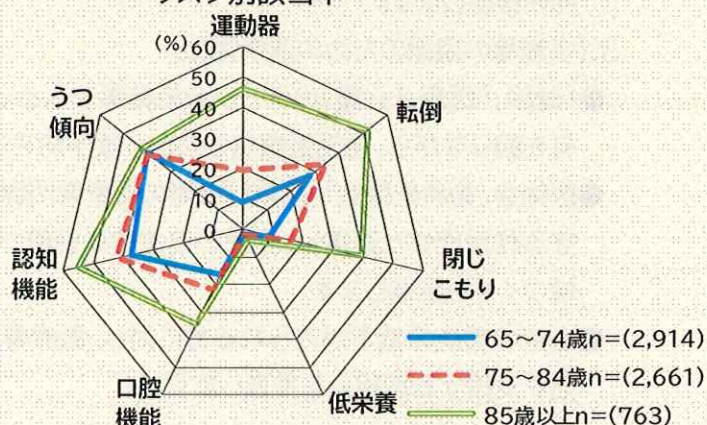
フレイル対策・介護予防の推進

現状と課題

- 2025(令和7)年度に実施した松江市高齢者の生活に関するアンケートによると、主観的健康観・幸福感において「交流のある人」「生きがいがある人」は高い傾向がみられた。今後さらなる高齢化が進んでいくことから、自立期間を延ばし、いつまでも地域で自分らしく暮らすことができるよう、運動・口腔機能や栄養状態等の向上の取組みに加えて、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進が大切です。
- 松江市高齢者の生活に関するアンケートによると、フレイル^{*1}該当率、プレフレイル該当率はそれぞれ3割です。「運動器」「転倒」「閉じこもり」のリスクは85歳以上において該当率が2倍に増加することから、健康なときから運動や社会参加の取組みを行うことが重要です。

フレイル・プレフレイル該当率(全体)
N=6,338

リスク別該当率



*出典:松江市「高齢者の生活に関するアンケート(2025(令和7)年度調査)」

基本施策項目の方向性

- フレイル対策・介護予防の推進にあたり、健康づくり施策と連動し、地域住民が元気なうちから継続的に介護予防に取り組めるように支援します。
- 高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するため、多様な通いの場^{*2}を増やしていきます。
- 通いの場等へ医療専門職(保健師、栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職^{*3})を派遣し、相談や健康教育など介護予防につながる活動を支援します。
- フレイル・介護予防について、医療・介護専門職と連携して適切な情報提供と知識普及を推進します。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
なごやか寄り合い ^{*4} 実施会場数(か所)	360	370
からだ元気塾 ^{*5} 参加人数(人)	1022	1200
通いの場に専門職を派遣する回数(回)	357	389

具体的な取組み

1.【フレイル対策・介護予防を推進する地域づくり】

- 「なごやか寄り合い」、「からだ元気塾」等の通いの場への活動支援を行います。
- 生活支援コーディネーター^{*6}を中心に、地域の資源やニーズに応じ、通いの場の再開・立ち上げ支援を行います。

2.【フレイル・介護予防についての普及啓発】

- 通いの場に医療専門職が積極的に出かけ、運動・栄養・口腔等のフレイル予防や生活習慣病予防等の健康教室、健康相談及び情報提供や啓発を行うとともに、適切に医療やサービスにつながるよう支援します。
- 地域の資源やニーズに応じて、通いの場へリハビリテーション専門職の派遣を行い、効果的なリハビリテーションの普及啓発、運動機能をはじめとするフレイル予防の周知啓発を行います。
- 口腔機能低下は、全身状態や生活にも大きく影響することから、オーラルフレイル^{*7}についての啓発を推進します。

3.【多職種の協働のための連携強化】

- 「健診」「医療」「介護」のデータ分析結果をもとに、健康課題を整理し、医療や介護の関係機関と共有を図りながら、生活習慣病予防と介護予防を連動させた取組みを進めます。
- 医師会、歯科医師会や薬剤師会等の医療専門職の関係団体や関係機関、民生児童委員等地域を見守る住民団体と連携し、住民の自主的な健康づくり活動を支援し、地域全体で高齢者を支える地域づくりを推進します。
- 心身の機能の低下がみられる方に対し、医療専門職による、訪問・健康教育を通じて、健康的な生活を支援する取組みを推進します。

*1 フレイル:健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体機能や認知機能の低下がみられる状態。

*2 通いの場:体操や趣味活動等、介護予防に資する住民主体等の集まりの場。

*3 リハビリテーション専門職:心身機能回復や自立支援を目的とした専門的な職業(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)。

*4 なごやか寄り合い:地区の集会所等で行っている高齢者の集いの場。

*5 からだ元気塾:公民館等で週1回開催する送迎付きの運動教室。

*6 生活支援コーディネーター:各日常生活圏域に配置されており、地域で生活支援・介護予防サービスの提供体制構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築機能)を果たすことが役割。

*7 オーラルフレイル:高齢者のささいな口腔機能の低下(食べこぼし、わずかなむせ、噛めない食べ物が増える)状態。

自立支援・重度化防止に向けた取組み 推進

現状と課題

- 後期高齢者数の増加が見られる中で、要介護認定率は同水準を保っていますが、今後も後期高齢者の増加により、要介護認定者数の増加が懸念されます。このため、要支援者等の重度化を防ぎ、自分でできることを増やしていくため、日常生活動作(ADL)*¹や手段的日常生活動作(IADL)*²改善に繋がる取組みへの支援が必要です。
- 後期高齢者の増加に伴い、地域での介護予防・生活支援の需要は今後さらに高まることが見込まれることから、住民同士の支えあい活動や生活支援の担い手の確保・育成は一層重要になります。
- 住民主体による介護予防活動を行う団体は増加しているものの、対象者としている要支援者や事業対象者の参加が伸び悩んでいます。
- 高齢者の自立を支え、社会参加を継続していくためには、生活機能が低下した際に、専門職が早期かつ適切に介入し、心身の回復を促す短期集中型サービスの利用が重要です。

基本施策項目の方向性

- 利用者の自立支援に繋がるサービスを提供していきます。
- 住民主体の通いの場への活動支援や、介護予防に資する自主グループへの支援を推進します。
- 支援が必要な状況が生じた場合に、専門職が早期に介入し、もとの自立した日常生活が送れるよう、短期集中型サービスの利用促進を図り、重度化防止に繋がります。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
緩和型サービス* ³ 利用者数(人)	訪問 6,858 通所 11,185	訪問 7,000 通所 12,000
通所型サービス B* ⁴ の実施会場数(か所)	29	45
訪問型サービス C* ⁵ 利用者数(人)	25	60
リハビリテーション派遣事業(個人宅)* ⁶ 利用件数(件)	18	30

具体的な取組み

1.【自立支援の推進】

- 利用者の状態像に合わせた、多様なサービスや地域資源の活用ができるよう、状況に応じて介護予防ケアマネジメントマニュアルの見直しや研修支援を行います。
- 利用者の自立支援で、成果を出している事業所が算定することができる、松江市独自の自立支援強化・評価加算を引き続き実施します。

2.【総合事業^{*7}の充実】

- 緩和型サービス事業所や新規指定を検討している事業者に対し、開設や運営について、きめ細やかな支援を行います。
- 高齢者の状態に応じて、短期集中型サービス等を活用することにより、生活機能の向上を図り、生活機能の維持・改善に繋がります。
- 住民主体の通いの場の立ち上げや活動支援を行うとともに、リハビリテーション専門職を派遣して自立支援や重度化防止の啓発を実施することで、地域での介護予防の取組み強化と、地域における支えあいの促進を図ります。
- 事業所の介護職員やケアマネジャーへのリハビリテーション専門職派遣を行い、自立支援や重度化防止に資する助言・指導を行います。

3.【多職種との連携強化】

- 心身の機能の低下がみられる方を、スムーズに適切なサービス・活動につなげるため、地域包括支援センターや医療・介護関係者、地域住民など多様な支援者の連携強化を図ります。
- ケアマネジャーがリハビリテーションの効果を認識し、利用者にとって効果的な生活期のリハビリテーションをケアプランに取り入れられるよう、ケアマネジャーとリハビリテーション専門職との連携強化を支援します。

*1 日常生活動作(ADL):起居動作(寝返り、起き上がり、立ち上がり、座るなど)、移乗、移動、食事、更衣、排泄、入浴、整容等日常生活に最低限必要な動作。

*2 手段的日常生活動作(IADL):排泄、食事、就寝等、ADLに関連した、買い物、料理、掃除等の幅広い動作。

*3 緩和型サービス:身体介護を含まない、掃除・洗濯・食事の準備・調理等の生活援助などの訪問型サービス及び通所介護施設に通い、生活機能向上を図ることを主とした通所型サービス。

*4 通所型サービス B:地域住民やボランティアが主体となり、対応や交流活動などを通じて高齢者の介護予防や社会参加を支援する通いの場。

*5 訪問型サービス C:保健・医療の専門職が短期間に集中して対象者の居宅等を訪問して生活機能の評価を行い、対象者の社会参加を高めるよう必要な相談、指導を行うサービス。

*6 リハビリテーション専門職派遣事業(個人宅):リハビリテーション専門職を派遣して、対象者の状態の評価を行い、基本的動作や社会的適応能力の回復を図るための評価、指導を行う事業。

*7 総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業):高齢者が要介護状態にならないよう、市町村・地域で要支援者や高齢者に対して計画的に提供される介護予防や生活支援の事業。

高齢者が活躍できる場の推進

現状と課題

- 調査^{*1}では、高齢者の社会参加の状況は、月1回以上の活動に参加している割合が59.0%で、約6割が何らかの活動に参加しています。
- 高齢者の生きがい充実や社会参加の促進を図るために松江市シルバー人材センター^{*2}の活動を支援しています。シルバー人材センター会員数1,018人(2026(令和8)年3月31日現在)、受託事業契約件数9,962件(2025(令和7)年度実績)となっており、前年度より会員数は増加しましたが、受託事業契約件数は減少傾向です。
- 高齢者の生きがいづくり等、様々な交流の場として高齢者クラブの活動を支援しています。高齢者クラブの会員数は、加入促進に向けて取り組む一方で、会員の高齢化や高齢者の就業機会の増加に加えて、新型コロナウイルス感染症による活動自粛等の影響により、近年徐々に活動を再開しているものの減少傾向が続いています。
- 高齢者の地域活動やボランティア活動を推進する「まめなかポイント事業」^{*3}の団体登録者が201団体(2025(令和7)年度実績)である一方、個人登録者は115人(2025(令和7)年度実績)に留まっており、個人登録者数の増加が課題です。
- 高齢者の外出支援や社会参加を促進するため高齢者バス割引乗車事業を推進しています。2022(令和4)年3月から高齢者優待ICOCA^{*4}を利用した割引制度を開始しましたが、利用実績は減少傾向です。広報を通じてICカードの利便性などを周知するとともに、割引制度の認知度を高め、利用促進を図ることが課題となっています。

基本施策項目の方向性

- シルバー人材センターの会員拡大、新規就業先等の開拓に取り組む必要があります。
- 高齢者クラブの会員数を維持するとともに、若手・女性リーダーを育成する必要があります。
- まめなかポイント事業個人登録者数の増加を目指します。
- 高齢者バス割引乗車事業延べ利用者数の増加を目指します。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
シルバー人材センター会員数(人)	1,018	1,122 ^{*5}
高齢者クラブ会員数(人)	9,031	9,000
まめなかポイント事業個人登録者数(人)	115	300
高齢者バス割引乗車事業延べ利用者数(人)	292,553	293,000

具体的な取組み

1.【シルバー人材センターの活動支援】

- 就業を通じた社会参加が生きがいとなる高齢者の受け皿としてのシルバー人材センターの運営安定化のために助成を行います。

2.【高齢者クラブの活動支援】

- 高齢者の健康と豊かな生きがいづくりの促進を目的とする高齢者クラブの様々な活動や会員加入促進、若手・女性リーダー育成に向けた取組みに対して助成を行います。

3.【まめなかポイント事業の推進】

- 高齢者自身の介護予防への意識の高まりや、高齢者が社会活動へ参加する機会が増えている情勢を踏まえ、引き続き事業の普及啓発に積極的に取り組みます。
- 多様な価値観に合わせ、ボランティア活動の場及びポイント活用法を拡充することにより、ボランティア活動への関心、意欲高揚を図り、個人登録者数の増加に繋がります。

4.【高齢者バス割引乗車事業の実施】

- 70歳以上の高齢者に対し、市内路線バスの運賃を割引くことにより、高齢者の外出支援、社会参加の促進を図ります。また、高齢者優待 ICOCA の利用促進に努めます。

*1 出典：令和7年度松江市高齢者の生活に関するアンケート

*2 松江市シルバー人材センター：高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会との相互交流・連携を目指す公益社団法人。「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」によりシルバー人材センター事業を行う法人として位置づけられている。

*3 まめなかポイント事業：次の活動を行った場合にポイントが得られ、そのポイントを「換金」または「寄附」することができる制度。
①この事業に登録した65歳以上の市民(個人登録者)が、指定を受けた受入対象施設にてボランティア活動を行ったとき。
②この事業に登録した団体(団体登録者)が、なごやか寄り合い活動を行ったとき。

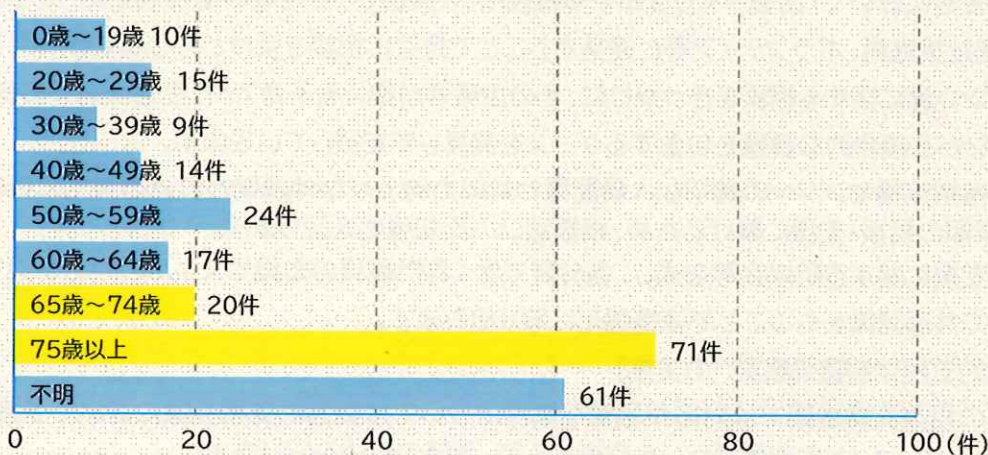
*4 高齢者優待 ICOCA：JR 西日本が発行する交通系 IC カードの「ICOCA」に、70歳以上の松江市民を対象として、市内路線バスの乗車運賃から120円を割引く機能を付加したものの。

*5 従来、松江市シルバー人材センターの中期事業計画の目標値としているが、令和10年度からの同計画が未策定のため、策定するまでは島根県シルバー人材センター連合会が各市町村に配分している数値を本計画の目標値と設定する。

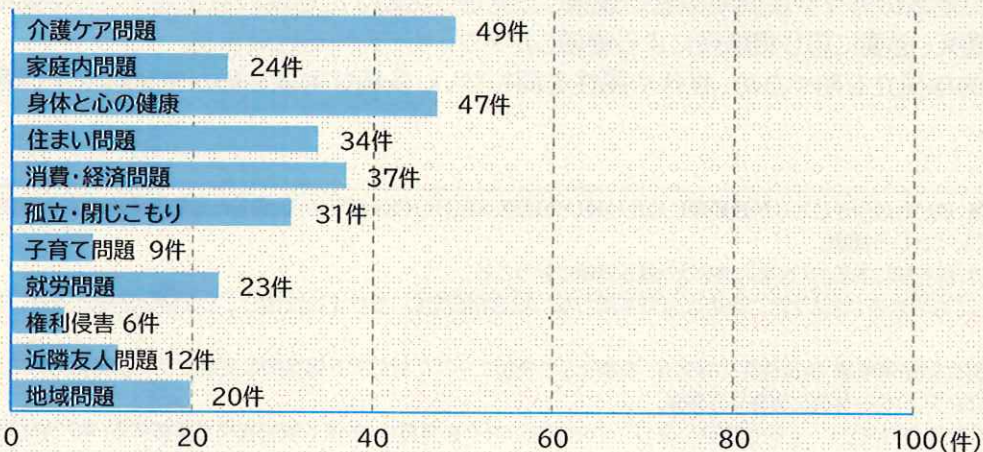
属性や世代を問わない相談支援

現状と課題

- 8050問題^{*1}やダブルケア^{*2}等地域住民の抱える生活課題は複雑化・複合化しています。
- 法律や制度の狭間で適切な支援を受けられず、孤立する住民が潜在しています。
- 高齢化や人口減少が進み、地域の担い手も減少する中、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支えあいの基盤も弱まっています。

ふくしなんでも相談所^{*3}における年代別相談件数

ふくしなんでも相談所における相談内容



*出典：松江市社会福祉協議会調べ(2025(令和7)年度)

基本施策項目の方向性

- 全ての世代、全ての方を対象とした身近な相談窓口として開設している「ふくしなんでも相談所」窓口の設置を進め、住民により身近なエリアで地域のさまざまな相談をワンストップで受け止めます。
- 複合化、複雑化した課題について、地域包括支援センターを中心に関係機関が連携し、包括的に支援する体制を構築します。
- 福祉、医療、住宅、司法、教育等の多機関や多様な社会資源との連携により、地域住民が抱える課題に対応するための体制を充実させます。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
ふくしなんでも相談所（サテライト含む） 設置数(か所)	44	72

具体的な取組み

1.【相談体制の充実】

- 市内の社会福祉法人・薬局等と連携して地域住民の身近な場所に「ふくしなんでも相談所」の設置を拡充し、困りごとをかかえるすべての世代・人を対象とした相談体制を充実させます。
- 市内各地において「出張ふくしなんでも相談所」を開設し、各地域の福祉活動を行う民生児童委員、福祉推進員、ボランティア等と連携することで身近に相談を受けとめる場を作ります。
- 健康や介護に関する相談をきっかけに、その世帯等が抱える子育てや、生活困窮等の支援ニーズにつながる複合的な課題を包含するケースを発見して支援していきます。
- 地域包括支援センターの適切な人員配置と対応力向上及び他機関との連携強化に努めます。また、早期の相談・支援に繋げるため、相談窓口の周知強化を図ります。
- 相談支援に関する研修会等を通じ、各分野で働く専門職員の知識やスキルの向上を図り、支援機関間で共通認識をもつことで連携強化に取り組みます。

2.【重層的支援体制整備事業^{*4}の実施】

- 単独の相談支援機関では対応が困難な事例については重層的支援会議において多機関と連携し、オーダーメイドの支援プランを作成する等、課題の解決を図ります。
- ひきこもりなど孤独・孤立の状態にある方やその家族に対し、民生委員・児童委員、福祉推進員をはじめ地域の方々や民間事業者の連携した見守り活動など地域の目を活かして早期に気づく体制を整え、必要に応じ相談員による継続したアウトリーチ^{*5}を行います。
- 社会的な孤立を防ぐため、世代や属性を問わない、多様な地域活動が生まれやすい環境を整えます。

*1 8050問題:子どもの引きこもりが長期間にわたり続いた結果、「80代」の親が「50代」の子どもを経済的に支える状態となり、生活が困窮していくという問題。

*2 ダブルケア:育児期にある方(世帯)が親の介護も同時に担うこと。

*3 ふくしなんでも相談所:地域住民に身近な分野を問わない総合相談窓口。受け止めた困りごとを関係機関と連携して解決につなげる。

*4 重層的支援体制整備事業:地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向けて、「相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業。

*5 アウトリーチ:地域で孤立し、公的な援助に結びついていない方々を発見し、支援や情報提供を実施する、専門職が出向く形の相談方法。

地域課題の解決支援

現状と課題

- 市内29公民館区に設置した第2層協議体^{*1}で地域ごとの生活課題の解決を検討しています。
- 日常生活圏域別の地域ケア会議でも同様の生活課題の解決が検討されています。
- 地域ケア会議を通して、多職種がチームとして連携する意識を共有して、地域課題の解決能力の向上を目指します。
- 単身世帯の増加が進む中で、頼れる身寄りがない高齢者の日常生活支援、及び入院・入所手続きといった生活上の問題が、地域課題として顕在化しています。

地域課題(2025(令和7)年度)



※出典:松江市社会福祉協議会調べ

基本施策項目の方向性

- 各地域において、高齢者の課題把握と市民や事業者の協力による生活課題の解決に向けた取組みが継続的に実施されるよう引き続き支援します。
- 頼れる身寄りがない高齢者に関する課題の把握、及び解決に向けた取組みを進めます。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
生活支援コーディネーターが活動支援を行った協議体数(団体)	29	29
個別地域ケア会議(自立支援)開催数(回)	14	14

具体的な取組み

1.【地域のニーズ把握・課題解決の取組み推進】

- 生活支援コーディネーターが地域ケア会議や協議体に参加し、地域課題の把握に努めるほか、支援者間の情報共有や連携・協働を支援し、地域における支えあいの体制づくりを推進します。
- 生活支援コーディネーターが、担い手や社会資源とのマッチング等、地域への働きかけを行い、地域における既存の助け合いの仕組みの充実、多様なサービスの創出等を支援します。併せて、地域住民に把握している地域資源の情報提供を図ります。

2.【頼れる身寄りがない高齢者への支援】

- 地域包括支援センターを中心とした相談支援体制を整備し、本人の意思決定を尊重した支援を推進します。
- 地域ケア会議等を通じて、頼れる身寄りがない高齢者を支援する専門機関や地域住民とのネットワーク構築・連携強化を図ります。また、連携する上での業務理解を深めるとともに、役割の明確化を進め、ケアマネジャー等による法定外業務(シャドウワーク)の解消に努めます。
- 多職種が連携し、生活支援、財産管理、身元保証、死後事務等の課題やニーズについて、地域住民による支援や民間サービス、成年後見制度や高齢者等終身サポート事業など既存の制度・事業に繋げるほか、新たな支援制度の利用促進に努めます。

*1 協議体：課題の抽出や解決に向けて、情報共有及び連携・協働による地域の支えあい体制、担い手づくりを進めるための場。
第1層協議体と第2層協議体がある。

第1層協議体…市全体にかかる共通課題や地域だけでは解決することが困難な課題等について、施策の検討等を行う。

第2層協議体…公民館区単位ごとに設置。地域における課題の抽出、解決等に取り組む。

共生型サービス^{*1}の普及・推進

現状と課題

- 「共生型サービス」は、障がいのある方が65歳になった後も、慣れ親しんだ事業所から替わることなく、これまでと同一の事業所でサービスを受けることができる制度です。
- 厚生労働省の調査^{*2}によると、共生型サービスの指定を受けている事業所が指定申請した理由・目標として、「65歳を迎える利用者が継続利用できるようにするため」との回答が最も多く、利用者が高齢化する中で事業所側も共生型サービスの必要性を感じています。
- 2026(令和8)年4月現在、松江市の共生型サービスの指定を受けている事業所は2か所あり、今後障がいのある方の高齢化が進み、65歳以上で障がいのある方が増加していくことが考えられることから、取組みの拡大、指定事業所数の増加が必要です。

基本施策項目の方向性

- 障がいのある方が65歳になった後も使い慣れたサービスを利用し続けられるよう、既存の事業所に対し共生型サービスについて周知し、普及を推進します。
- 事業所に対し、共生型サービスの申請が円滑に行われるよう、情報提供や必要な手続きの支援を行います。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
共生型サービスの指定を受けている事業所数 (か所)	2	4

具体的な取組み

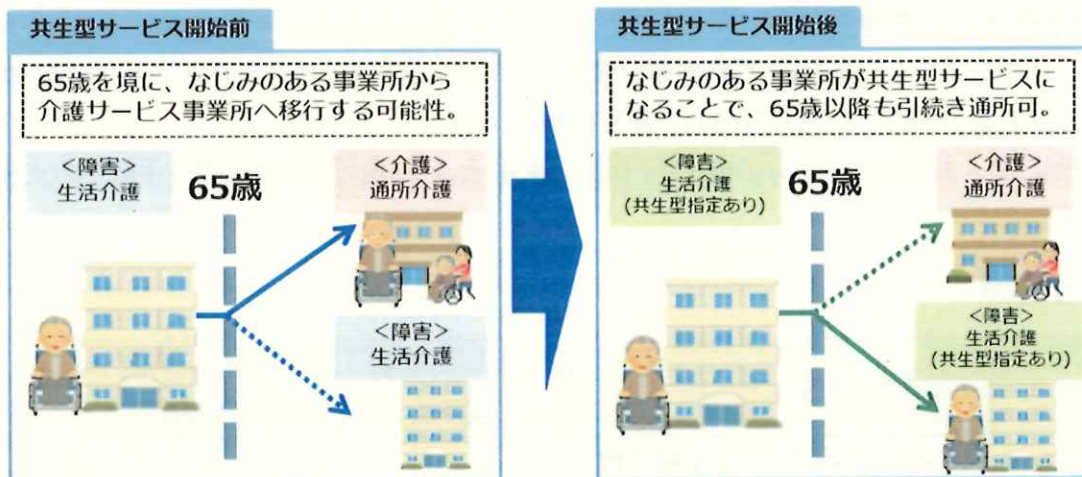
1.【共生型サービスに関する周知】

- 事業所に対し共生型サービスの内容、取り組むメリットや先進的取組み事例について周知し、制度の普及啓発を行います。
- 共生型サービスに関する基準や指定申請の手続き等、より具体的な説明資料を作成し広く示すことで事業所の理解を深めます。

2.【適切な運営となるための指導】

- 事業所から共生型サービスの指定申請について相談があった場合は、その事業所が指定を受けられるよう相談に対応し、申請に向け支援していきます。
- 指定申請の手続きに関する資料を作成し、指定申請に向け事業所の理解が深まるよう支援していきます。

共生型サービスを活用することによる利用者のメリット(イメージ)



*出典:厚生労働省 HP「共生型サービスの概要」

- *1 共生型サービス:介護保険または障がい者福祉のいずれかの訪問系・通所系・短期入所系のサービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における訪問系・通所系・短期入所系のサービスの指定も受けやすくする制度。
- *2 厚生労働省の調査:2020(令和2)年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「共生型サービスの実態把握及び普及啓発に関する調査研究事業」報告書

高齢者が安心して生活できる場の提供

現状と課題

- 高齢者福祉施設である養護老人ホームは、地域において、低所得高齢者の住まいの確保、生活支援という重要な役割を担っています。
- 環境上や経済的な理由により在宅で生活することが困難な高齢者に対しては、養護老人ホーム*¹への措置も含め、軽費老人ホーム*²などの施設の中から、本人の意思を尊重しつつ、より適切な施設への入所を調整することで、継続的に、かつ、安心して生活ができる場の提供に繋げていくことが求められています。
- 松江市内には、2026(令和8)年4月1日時点で養護老人ホームが2施設(定員110人)、軽費老人ホームが6施設(定員500人)あります。
- また、在宅の高齢者について、独居世帯や高齢者のみの世帯が増加していくことが見込まれることから、今後も住み慣れた地域で安全に安心して生活し続けていくためには、移動支援や地域の見守りなど介護保険サービス以外の支援やサービスの提供が一層重要となります。

基本施策項目の方向性

- 養護老人ホームの適切な入所措置を図るため、引き続き専門機関に対する周知を行います。
- 環境上や経済的事情などにより在宅生活が困難な高齢者の把握に努め、養護老人ホームへの適切な入所措置を行います。
- 軽費老人ホームにおいて、自立した日常生活に不安等があると認められた高齢者が、低額な料金で安心して生活できるように支援します。
- 高齢者とその家族が、安全に安心して暮らし続けるために、介護保険サービスに加え、多様な主体による支援の拡充と、各種在宅サービスの充実を図ります。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
養護老人ホームに関する相談件数(件)	50	60

具体的な取組み

1.【養護老人ホームの周知及び適切な入所措置の実施】

- 支援を必要とする方へ必要な情報が届くように、相談や支援を行う地域包括支援センターなどの専門機関への周知を継続して行います。
- 地域包括支援センターなどの関係機関と連携して、措置が必要な高齢者の適切な入所措置を行います。

2.【軽費老人ホームへの支援】

- 入居者の利用料の負担軽減を図り、日常生活上必要な便宜を提供できるように施設へ助成を行います。

3.【地域を支える多様な支援・サービスの充実】

- 高齢者とその家族の在宅生活を支えるため、平常時の見守りや緊急時の連絡・支援体制の整備、移動手段への支援等、本人への支援に加えて、在宅で介護を担う家族への支援を行います。
- 要配慮者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていくため、地域の共助の支えあいの仕組みである要配慮者支援組織について、公民館区単位での組織化など各地域の実情に沿った組織づくりや活動の展開を提案していきます。
- 市営住宅はもとより、民間賃貸住宅のオーナーや社会福祉協議会、居住支援法人などが連携した入居支援により、住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅セーフティネットを整備します。

*1 養護老人ホーム：家庭環境や経済的な理由などにより自宅での生活が困難な65歳以上の高齢者を養護し、社会活動に参加するために必要な指導及び訓練その他助言を行うことで、自立した日常生活を送り、社会復帰を促進するための施設。、市区町村の措置によって入所する施設。入居対象者は、身の回りのことはおおむね自分でできる方。

*2 軽費老人ホーム：バリアフリー機能などの高齢者の生活に配慮した個室に居住し、食事や安否確認などの生活支援サービスを受けができる。市の助成により比較的低額な料金での入居が可能。松江市内には「一般型」と特定施設入居者生活介護の指定を受けた「介護型」の2種類があり、種類によって提供するサービス、利用者の要件などが異なる。



成年後見制度^{*1}の利用促進

現状と課題

- 認知症や知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分でない方の権利を守り、財産管理はもとより身上監護や意思決定を支援するために成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。
- 2021(令和3)年7月に、成年後見制度の中核機関として「松江市権利擁護推進センター」を設置しました。当センターでは、5つの機能を充実させ、地域連携ネットワーク^{*2}の機能を強化し、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。
- 認知症高齢者の増加等により、成年後見制度を必要とする方が今後さらに増えることが見込まれており、制度の担い手である後見人等の不足が課題となっています。
- 2026(令和8)年6月に民法等の一部を改正する法律が成立し、成年後見制度の見直しに係る事項は、2028(令和10)年度中までに施行される予定です。

<中核機関の機能>

I 広報

- ・市民公開講座・出前講座の開催
- ・パンフレットや広報紙の作成・配布

II 利用促進

- ・受任者調整会議の開催
- ・担い手育成(市民後見人等養成講座の開催)
- ・家庭裁判所との連携

III 相談

- ・相談窓口の設置

IV 後見人等支援

- ・後見人等支援チーム会議の開催

V 不正防止

- ・I～IVの体制整備による不正の未然防止・早期把握



松江市権利擁護推進センター
マスコットキャラクター
まもるくん

■成年後見制度の主な改正内容

改正後	改正前
・本人に必要な事項について代理権等を付与する補助制度に一元化 ・制度利用がなくなかったときに終了することが可能 ・選任時の考慮要素である本人の意見について、条文の冒頭に規定することで重要性を明確化	・本人の判断能力の程度によって、利用できる制度(補助・保佐・後見)が決定 ・判断能力が回復しない限り制度利用をやめることができない ・選任時の考慮要素である本人の意見について、条文の最後に規定
➡ 本人の自己決定の尊重を図りつつ、成年後見制度が更に使いやすくなるように改正	

基本施策項目の方向性

- 権利擁護支援が必要な方が適切に相談支援に繋がるよう、制度の改正内容を含めた広報・啓発活動に取り組む必要があります。
- 後見人等の担い手として、市民後見人等の育成を行う必要があります。

★施策目標

指標名(単位)	令和 7 年度 実績値	令和 11 年度 目標値
市民後見人等候補者バンク ^{*3} 登録者数(人)	35	42

具体的な取組み

1.【権利擁護推進センター機能の充実】

- 講演会の開催や講師の派遣、機関紙の発行等を通じて、改正後の制度内容を含めた広報・啓発活動を行い、更なる周知を図ります。
- 市民後見人等の担い手確保に繋げるため、市民後見人等養成講座を開催し、市民後見人等候補者バンク登録者数の増加を目指します。
- 地域連携ネットワークの協議会としての役割を担う「松江市セーフティーネット会議権利擁護部会」を開催し、権利擁護支援が必要な方を包括的に支援する体制の充実を図ります。

2.【市長申立制度の活用】

- 親族の協力を得られない場合は、市長が審判の請求を行う市長申立制度を活用します。

3.【後見人等の報酬助成制度の活用】

- 経済的な理由により制度の利用が困難な場合は、後見人等の活動に対する報酬の助成を行うことで制度の利用を促進します。

*1 成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がい等により物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。家庭裁判所に審判の申立てを行い、家庭裁判所によって援助者として成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が選ばれる。

*2 地域連携ネットワーク：地域の社会資源をネットワーク化し、地域において相談窓口を整備するとともに、支援の必要な方を発見し、適切に支援に繋げる地域連携の仕組み。

*3 市民後見人等候補者バンク：松江市社会福祉協議会(松江市権利擁護推進センター)が実施する講座を受講・修了し、所定の実務経験を6か月以上積んだ後、市民後見人等として活動する意思のある方が登録する制度。

高齢者虐待防止の取組み推進

現状と課題

- 養護者*1による高齢者虐待において、虐待の通報件数は依然として多くあります。
- 養護者によらない虐待や、複雑・多様化する問題についての相談体制を強化するとともに、関係部署・機関が連携して対応する必要があります。
- 高齢者施設従事者による高齢者虐待は毎年発生しており、虐待の予防や再発防止に向けた取組みを進める必要があります。

■高齢者虐待の通報・認定件数

	養護者による高齢者虐待			高齢者施設従事者による高齢者虐待		
	R5	R6	R7	R5	R6	R7
通報件数	86	88	76	5	7	9
認定件数	26	24	21	2	2	2

*養護者による高齢者虐待は地域包括支援センターへの通報件数

■虐待種別件数

	養護者による高齢者虐待			高齢者施設従事者による高齢者虐待		
	R5	R6	R7	R5	R6	R7
身体的虐待	21	11	11	2	0	1
介護・世話の放棄・放任	1	9	2	0	2	0
心理的虐待	1	2	3	1	0	1
性的虐待	0	0	0	0	0	1
経済的虐待	5	5	5	0	0	1

基本施策項目の方向性

- 関係部署・機関が連携して高齢者及び養護者の支援を行い、在宅における高齢者虐待の予防及び再発防止を図ります。
- 高齢者施設及び従事者が高齢者虐待防止に関する委員会の開催や研修などを適切に実施するよう指導します。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
高齢者虐待防止研修会受講事業所数(か所)	73	140

具体的な取り組み

1.【養護者による虐待防止の推進】

- 虐待予防のため、高齢者虐待の知識・理解の普及、啓発や相談窓口の周知に努めます。
- 養護者のおかれた状況を確認し、介護負担やストレスの軽減を図る取り組みを行う等、養護者への支援を図ります。
- 地域での虐待の早期発見及び早期解決に向け、地域ケア会議での困難事例の検討を推進します。

2.【高齢者施設従事者による虐待防止の推進】

- 高齢者施設従事者向けの虐待防止研修を実施し、権利擁護の推進を図ります。
- 虐待防止に関する、高齢者施設の対応状況を運営指導等で確認し、適切に行われるよう指導を行います。

3.【連携協力体制の強化】

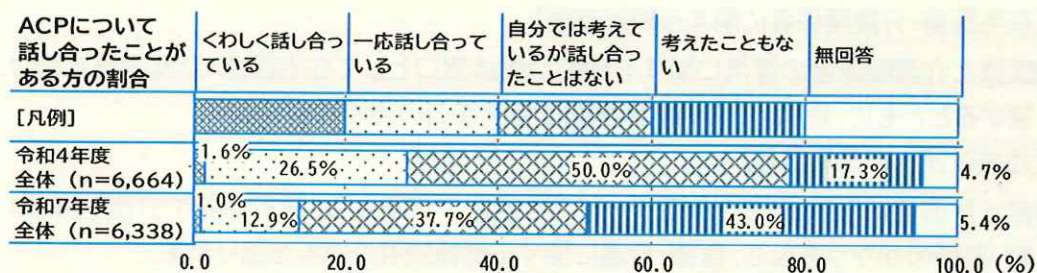
- 虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うため、地域包括支援センター、警察、介護事業者、医療機関、見守りネットワーク協力事業所等の関係機関との連携体制の充実に取り組みます。
- 高齢者虐待の発生予防・早期発見を推進するため、介護事業所・施設、医療機関、地域住民等に対して、高齢者虐待防止法で定められている通報(努力)義務の周知を図ります。

*1 養護者：高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者。金銭の管理、食事や介護等の世話、自宅の鍵の管理等、何らかの世話をしている方(高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等)。

在宅医療・介護連携の推進・充実

現状と課題

- 今後、2040年にかけて後期高齢者の増加により、医療と介護の両方の支援が必要な高齢者の増加が見込まれることから、在宅医療と介護を一体的に提供することが重要です。
- 県が令和6年4月に策定した島根県保健医療計画においても、地域医療構想に基づき医療機能の分化と連携や病院と診療所の役割分担に加えて、医療と介護の連携強化が求められています。
- 松江圏域において、年々救急搬送件数が増加し、特に高齢者の割合が高率であり、救急医療体制の逼迫が喫緊の課題であることから、急性期から慢性期、そして在宅療養へと切れ目なく対応できるよう、医療と介護の関係機関が連携を強化し、一体的に取り組む体制の構築が不可欠です。
- 地域住民が適切にサービスや住まいを選択できるよう、在宅における往診や訪問看護等の医療情報、介護施設等の医療的ケアへの対応状況など、医療・介護資源の把握と情報共有が重要です。
- 人生の最終段階の医療・ケアについて「ご家族等や医療・介護関係者等と話し合った」人は13.9%、「自分では考えているが話し合ったことはない」人は37.7%と、いずれも前回調査より減少しました。また、ACP^{*1}の認知度は、「言葉だけ知っている」人も含めて25.6%と低い結果となっています。



*出典：松江市「高齢者の生活に関するアンケート(2025(令和7)年度調査)」

基本施策項目の方向性

- 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、自分の望む場所で、自分らしい暮らしを人生の最期まで安心して続けることができるよう、①入退院時、②日常療養、③急変時、④看取り、の各場面において支援が提供されるよう、切れ目のない在宅医療と介護の連携を推進します。
- 在宅医療と介護の連携推進に向けて、各関係機関・団体等と連携して取組みを進めます。また、在宅医療・介護に関する情報を収集・提供するとともに、連携推進に向けた支援や研修を行います。
- 今後見込まれる在宅医療や介護サービスの需要拡大に向けて、医療・介護の関係者間の情報共有が、効果的かつ効率的に行われるよう、ICTの活用を推進します。
- 自らが希望する医療やケアを受けるため「人生会議(ACP)」の普及啓発の取組みを推進します。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
「人生会議(ACP)」を知っている人の割合(%)	25.6	40.0
在宅医療・介護連携に関する関係者向け研修会の開催回数(回/年)	2	3

具体的な取組み

1.【地域の医療・介護の資源の把握、課題の抽出】

- 地域の医療機関、介護事業所の機能等を把握するほか、収集した情報を整理し、関係者間への共有・活用に努めます。
- 松江市・島根県共同設置松江保健所や医師会(医療連携推進コーディネーター^{*2})等の関係機関と連携し、地域の医療・介護にかかる提供体制や課題の共有を図り、対応策の検討や改善に向けた取組みを進めます。

2.【切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進】

- 地域住民が、必要な在宅医療や介護サービスが安心して受けられる体制を維持できるよう、医療連携推進コーディネーターとともに、在宅医療・介護連携にかかる課題解決に努めます。

3.【在宅医療・介護関係者に関する相談支援】

- 医療と介護関係者の連携に関する調整や相談窓口として在宅医療・介護連携支援センターを運営するとともに、医療・介護の関係機関に相談窓口の周知を図ります。

4.【地域住民への普及啓発】

- 自らが適切に医療機関や介護サービスを選択できるよう、医療機関や介護事業所の機能や役割、医療のかかり方など、医療・介護に関する情報提供の充実を図ります。
- 「人生会議(ACP)」の普及啓発
自らが希望する医療やケアを受けるため、ACP普及・啓発推進協議会を中心に、関係機関との連携強化を図ります。また「終活支援ノート」を活用した出前講座や、ホームページやSNS等を活用した普及啓発を行います。

5.【医療・介護関係者の情報共有、負担軽減の支援】

- 在宅医療・介護関係者間の円滑な情報共有や申請業務等の効率化を図り、業務の負担軽減に繋げるため、まめネットやしまね電子サービス等のICT活用を推進します。
- 松江市では令和9年8月から介護情報基盤^{*3}の導入が予定されており、今後、介護情報基盤の活用により、円滑な関係機関の情報共有・連携の推進に取り組めます。

6.【医療・介護関係者の研修】

- 地域住民や医療・介護等の関係者の連携強化や課題解決に繋げるため、多職種協働、在宅医療・介護連携に関する研修等の充実を図ります。

*1 ACP(アドバンス・ケア・プランニング):人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い(この話し合いを「人生会議」と呼称)、共有する取組み。

*2 医療連携推進コーディネーター:島根県が松江市医師会に委託している在宅医療の供給に関する検討や、病院・行政等との各種調整を行う人材。松江市在宅医療・介護連携支援センターに配置され、市委託のセンター職員と連携し協働している。

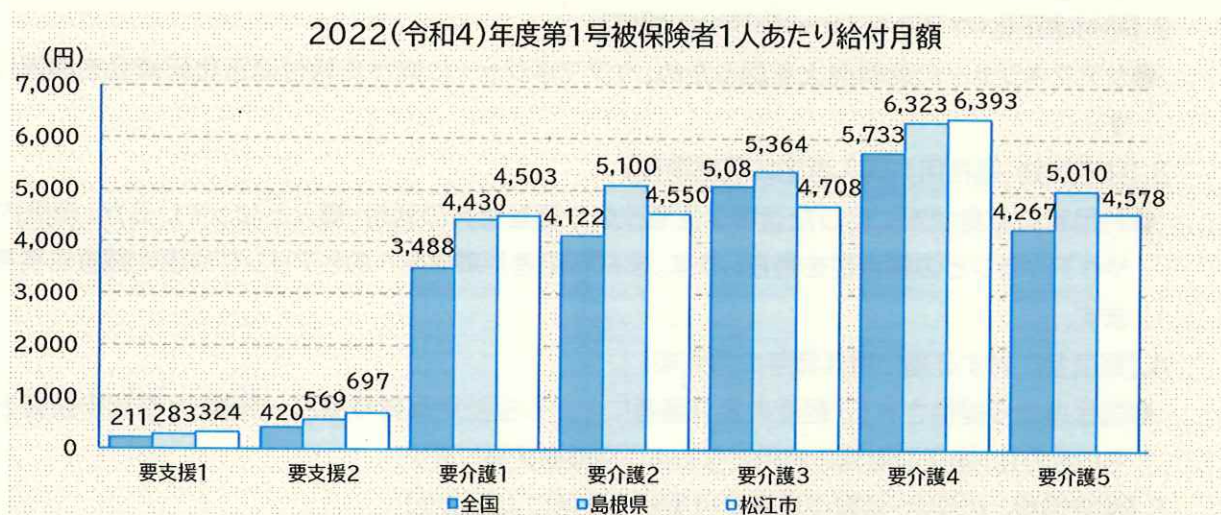
*3 介護情報基盤:利用者・自治体・介護事業所・医療機関が介護関連情報を電子的に安全に共有・参照できる全国規模のネットワーク基盤。令和8年4月から段階的に運用が開始され、令和10年4月1日までに全市町村で活用を開始される見込み。これまで紙を使ってやり取りしていた情報を電子で共有することで業務の効率化(職員の負担軽減、情報共有の迅速化)を図る。



給付適正化の推進

現状と課題

- 利用者が真に必要とする質の高い適正なサービスを提供するため、2040年を見据えた持続可能な介護保険制度の構築に向け、給付適正化の取組みをさらに推進していく必要があります。
- 給付適正化を図ることで介護保険制度への信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制し、持続可能な介護保険制度に繋がることを、保険者・事業所がともに理解し、両輪で取り組んでいくことが求められます。
- 松江市においては、厚生労働省が指針で示す主要3事業(要介護認定の適正化、ケアプラン等の点検^{*1}、医療情報との突合・縦覧点検^{*2})の取組みを通じ、保険者としてのケアマネジメント機能強化を図っています。



*出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報・月報

基本施策項目の方向性

- 介護給付の適正化に着実につなげるため、事業の評価を行いながら、内容の改善に取り組むなど、PDCA サイクルを意識した効果的な事業展開を図ります。
- 島根県国民健康保険団体連合会(国保連)から提供される帳票を活用し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントや適正なサービスが提供されるようケアプラン等の点検や医療情報との突合・縦覧点検などに取り組めます。
- 給付適正化の取組み状況を公表し、利用者をはじめ家族や介護者等への理解促進に努めます。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
給付適正化(ケアマネジャー)研修会の参加 人数(人/1回)	153	160
住宅改修・福祉用具購入利用者宅の現地調 査(件/年)	10	12
軽度者に対する福祉用具貸与 ^{*3} の再点検(回 /年)	1	1

具体的な取組み

1.【ケアプラン点検の実施】

- 効果的な点検を実施するため、国保連から提供される帳票を活用し、介護支援専門員協会や地域包括支援センターと連携してケアプラン点検を行い、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

2.【給付適正化(ケアマネジャー)研修会の開催】

- ケアマネジャーの資質向上を図るため、ケアマネジャーに向けた給付適正化研修会を開催します。

3.【住宅改修・福祉用具購入者宅の現地調査】

- 利用者の心身状況に応じた適切な住宅改修や福祉用具の利用・購入となっているか、申請内容やケアプランとの整合性を審査します。また利用者と事業所へのヒアリングや現地調査を実施します。

4.【軽度者に対する福祉用具貸与の再点検】

- 国保連から提供される「軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」と確認申請書を照らし合わせ、適正な用具の利用となるよう点検を実施します。

5.【医療情報との突合・縦覧点検等給付実績の活用による点検】

- 医療情報との突合・縦覧点検について、国保連へ委託することで実施件数の拡大を図ります。
また国保連の適正化システムで作成される各種給付実績の帳票を活用し、過誤調整や事業所等への指導を行います。

6.【給付適正化の取組み状況の公表】

- 給付適正化で取り組んだ事業の内容や結果について市のホームページで公表し、取組み状況の「見える化」を図ります。

*1 ケアプラン等の点検：厚生労働省が示す令和6年度からの「介護給付適正化計画」に関する指針において、従来の主要5事業から3事業に再編された事業の一つ。「ケアプランの点検」と「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」が統合された。

*2 医療情報との突合・縦覧点検：過去に介護給付費を支払った請求について、複数月の請求内容や各事業所の請求・算定内容等を確認して整合性の点検を行うもの。島根県国民健康保険団体連合会の審査結果に基づき、事業所及び保険者が必要に応じて請求誤り等の過誤・再請求を行うことで、給付適正化を図ることを目的としている。

*3 軽度者(要支援・要介護1の方)に対する福祉用具貸与：状態像から見て使用が想定しにくいとして、原則貸与対象外となる種目(対象外種目)が定められている。ただし軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される場合は、対象外種目について例外的に給付することができる。



有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅のサービスの質の向上及び運営上の透明性の確保

現状と課題

- 松江市内には、島根県内のサービス付き高齢者向け住宅(サ高住)の供給戸数の約6割(2026(令和8)年4月時点)が建設されています。サ高住の入居率は78.5%(2025(令和7)年10月1日時点)であり、介護サービスが必要となった高齢者や、ひとり暮らしが困難となった高齢者等にとって、住まいの選択肢の一つとなっていると考えられています。サ高住を含む有料老人ホームの多くが、訪問系あるいは通所系の介護保険サービス事業所を併設しています。
- 有料老人ホームやサ高住に入居を検討する高齢者に対し、事業者は適正に説明を行っているか、また入居後においても必要なサービスを適切に提供しているか、あるいは職員への研修・訓練等を適切に行っているか、今後も監査指導等の機会において状況把握していく必要があります。
- 有料老人ホームやサ高住に併設する介護サービス事業所についても、その利用者(有料老人ホームやサ高住の入居者を含む)に対し、適切にサービスが提供されているか確認、指導を行うことが必要です。

■有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の整備数

		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
有料老人ホーム	施設数	29	31	33	35	34	34	35	36	35	35
	定員数	848	889	1,040	1,147	1,081	1,091	1,141	1221	1211	1221
サ高住	施設数	25	28	28	29	30	33	33	33	33	33
	戸数	807	960	960	1,206	1,256	1,443	1,443	1,443	1,425	1,425

*有料老人ホーム: H28-H29 島根県調べ H30-R3 松江市福祉総務課調べ R4- 松江市健康福祉総務課調べ

*サ高住: 松江市住宅政策課調べ

基本施策項目の方向性

- 利用者(入居者)が安心して生活できるように、指導監査を通じて適切なサービス等が提供されているか確認します。
- 施設運営の透明性の確保に資する取組みについて周知し、助言・指導します。
- 施設が不適切な利用者の囲い込み等を行っていないか確認し、助言・指導します。
- 併設する介護保険サービス事業所においては、その利用者(有料老人ホームやサ高住の入居者を含む)に真に必要とするサービスが提供されているのか、ケアプラン点検と連携し継続的なチェックを行います。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和8年度 目標値
有料老人ホーム(サ高住含む)の監査指導件数 (2022(令和4)年度からの累計)(件)	56	71

具体的な取組み

1.【有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に対する適切な運営となるための指導】

- 定期的に松江市の指針に基づいたケアプラン点検を重点的に実施し、必要に応じて監査指導を行います。
- 市の関連部署とも連携し、施設運営事業者からの質問・相談に対応しながら適正な運営となるように促していきます。
- 利用者・従業者等からの苦情・通報に対し、任意調査や監査指導等を実施したうえで施設運営事業者に改善を求め、より適切な運営となるように指導します。
- 有料老人ホームやサ高住のうち、中重度の要介護者や医療ケアを要する要介護者等が入居する施設の事前登録制や、新たに運営基準・人員基準が設けられるなど、新たなルールについて事業者に周知・啓発します。
- 施設の囲い込み対策への新たな規定について事業者に周知するとともに、適切に運営を行うよう施設に対し助言・指導を行います。
- 高齢者施設の入居者数や要介護度等について定期的に調査し、施設の現状について把握します。

*1 利用者の囲い込み:高齢者施設が利用者に対し入居の条件として、利用できる介護サービスを自社提供分に制限するなど、自由に介護サービスを選択することをできなくすること。



要介護認定適正化の推進

現状と課題

- 今後、要介護認定の申請者数の増加に備え、要介護認定を速やかかつ、適正に実施するために要介護認定までの日数短縮の取組みを一層推進していく必要があります。
- 2025(令和7)年度の上半期では、要介護認定の申請(新規、更新、区分変更)から要介護認定までの平均日数が、松江市は45.5日で全国平均38.4日と比較し7.1日長くなっています。
- 要介護認定の根幹となる認定調査について、各種研修会の実施等により資質向上を図っています。全国一律の基準に基づき、公正かつ的確な調査実施が必要です。

■申請から認定までの期間

	松江市	島根県	全国
平均値(日数)	45.5	41.1	38.4

*出典:厚生労働省 要介護認定適正化事業【業務分析データ】

基本施策項目の方向性

- 要介護認定の申請から要介護認定までの日数が長期化する要因を分析し、日数を短縮します。
- 公正かつ的確な認定を行うため認定調査員の資質向上に取り組めます。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
申請から要介護認定までの平均期間(日)	45.5	38.0
認定調査員との定期連絡会の実施(回)	6	6

具体的な取組み

1.【要介護申請から要介護認定までの日数の短縮の取組み】

- 現状で介護サービスを利用していない被保険者に対し、認定更新のお知らせ時に申請の必要性を検討してもらうよう文書を送付している。
- 国が進めている介護情報基盤を令和9年8月に導入予定であり、今後介護情報基盤の運用によって要介護認定業務のDX化を推進していく。
- 要介護認定業務の事務改善を図り、日数短縮に取り組めます。

2.【要介護認定平準化のための認定審査委員会委員・主治医・認定調査員の研修実施】

- 全国一律の基準に基づき、公正かつ的確に要介護認定を実施する必要があるため、各種研修会を実施します。

3.【認定調査員との連携】

- 認定調査項目の基準の統一化、判断に迷う事例等について、松江市との連絡会の場を定期的に設け、認定調査員の資質向上を図ります。

4.【関係機関との要介護認定の仕組みを共有】

- 現状で介護サービスを利用していない被保険者の要介護認定申請の必要性を検討してもらうため、医療機関のほか居宅介護支援事業所等の関係機関と意見交換を実施します。
- 長期入院者の更新申請のあり方を検討し、医療機関との連携を図りながら適切なタイミングでの申請に繋がります。

5.【認定審査会のICT活用】

- 認定審査会の業務効率化の観点から、オンラインを活用した審査会を継続します。
(参考:2026(令和8)年6月現在:オンライン参加74.3%)

6.【未受給者への介護予防事業の取組み周知】

- 要介護認定更新時において、未受給者へ介護予防事業の周知に取り組めます。



業務継続計画整備・更新支援

現状と課題

- 2024(令和6)年4月1日から各介護事業所・施設等において業務継続計画の策定、定期的な訓練及び研修、定期的な計画の見直しが厚生労働省基準省令により義務化されました。
- 訓練及び研修を介して、策定された計画の定期的な見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うことで、職員の災害時における行動力や対応力を高める必要があります。

■業務継続計画とその他防災に関する計画等との違い

名称	目的	対象施設	備考
業務継続計画(BCP)	災害や感染症発生時に、業務を停止することなくサービス提供を継続する(あるいは一時的に休止しても可能な限り早期再開する)ことを目的とする	全事業所において義務化 (2024(令和6)年4月以降)	
非常災害対策計画	非常災害発生直後に利用者、職員の安全を確保すべく、初期対応、救助、避難等を迅速に行うことを目的とする	施設数及び一部の事業所において義務化	一体的に作成することが可能
避難確保計画	非常災害発生直後に利用者、職員が安全に避難等できるよう具体的な避難計画を定めることを目的とする	浸水想定区域、土砂災害計画区域、津波浸水想定内に所在し、市が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設において義務化	

基本施策項目の方向性

- 介護事業所・施設等が策定した業務継続計画やそれに基づく研修と訓練、及び見直しの実施の実態について確認し、業務継続計画の実効性を高めます。
- 事業継続のために必要な職員の行動力や対応力を高めるための情報提供や研修を行います。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
業務継続のための研修・訓練の実施回数の調査の実施(2024(令和6)年度からの累計)	0	4
業務継続計画に関する介護事業所・施設向けの説明会の開催回数(2024(令和6)年度からの累計)(回) ※集団指導での実施を含む	5	10

具体的な取り組み

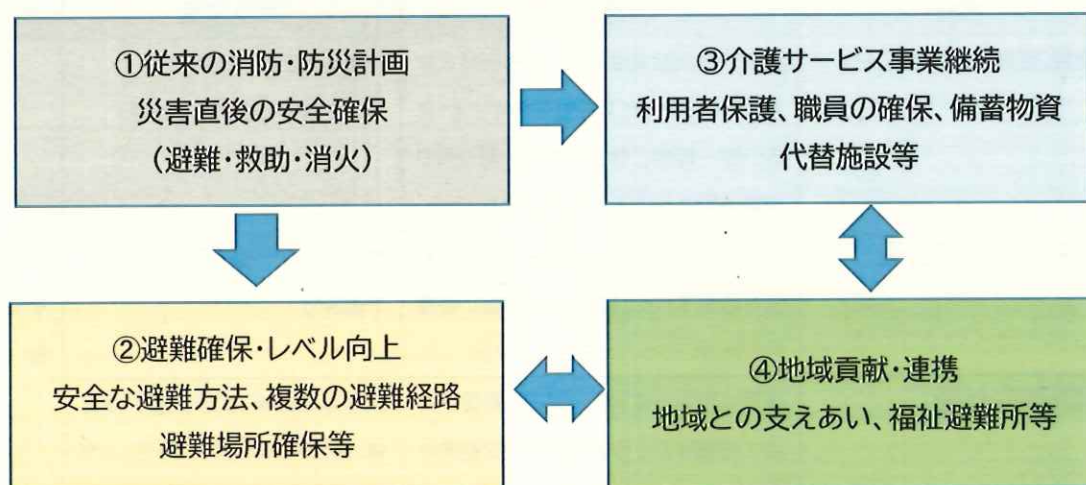
1.【実効性ある業務継続計画の整備】

- 事業所・施設に対する運営指導において、業務継続計画について確認するとともに、事業所・施設に対し定期的に見直し状況、訓練の実施状況について調査を行うことで確認し指導します。

2.【計画整備に必要な情報提供の実施】

- より実効性を高める計画となるよう、必要な情報を各事業所・施設に提供することで、計画の見直し作業を促します。
- 災害時に業務継続に携わる職員の行動力や対応力を高めるための訓練の実施について、参考となる事例等を各事業所・施設に情報提供します。

■防災計画と業務継続計画(自然災害)との関わり



*出典：厚生労働省老健局「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」



災害・感染症対策支援

現状と課題

- 近年、豪雨や地震などの自然災害が頻繁に発生するようになり、全国各地の高齢者施設において自然災害による被害を受けることが起きています。
- また令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大したことを受けて、各種感染症に対する日常的な感染症対策は高齢者施設にとって不可欠なものとなっています。
- 災害や感染症等のリスクに対し、介護事業所・施設は日頃からの対策や備え、訓練等を行っておくことが必要です。

基本施策項目の方向性

- 介護事業所・施設等が自然災害や感染症等のリスクに対し平常時から対策を講じられるよう、普及啓発を行います。
- 必要な訓練の実施が定期的に行われているか確認、指導します。
- 介護事業所・施設が緊急時に必要な支援を受けることができるよう、関係機関で連携体制を構築します。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
非常災害時または感染症の予防・まん延防止に必要な訓練実施に関する事業所・施設向け研修会の開催回数 (2025(令和7)年度からの累計)(回)	1	3

具体的な取組み

1.【訓練・研修の実施】

- 厚生労働省基準省令に基づき義務づけられた^{*1}非常災害時の訓練、及び感染症の予防及びまん延防止のための訓練等が平時から実施されているか、運営指導等において確認し指導します。
- 訓練の実施について、参考となる事例等を各事業所・施設に情報提供します。また可能な限り地域住民が参加する形で実施するよう、各施設に周知・啓発します。

2.【自然災害への備え】

- 介護事業所・施設と連携を密にし、日頃から避難路や緊急時連絡体制の確認を行うよう促します。
- 「災害時情報共有システム」^{*2}について周知・啓発を行い、有事の際でも速やかに事業所が活用できるよう指導を行います。
- 災害発生時に必要な備蓄品の準備等を行っておくよう、介護事業所・施設等に啓発・指導を行います。
- 「消防計画」「非常災害時対応マニュアル」等、各事業所・施設が必要な計画等を策定しているか確認し指導します。

3.【感染症対策】

- 感染に備えて、各介護事業所・施設が平時から医療機関との連携体制を確保できているか運営指導において確認します。
- 保健所、島根県、協力医療機関等、各関係機関との連携を強化し、事業所・施設において感染が拡大した際に、物資の調達、人員の確保、衛生管理の指導等、必要な支援を速やかに受けられるよう、体制を構築します。
- 各施設において感染対策委員会の開催や指針の策定等、運営基準上必要な取組みを行っているか運営指導において確認します。

*1 高齢労働省令に基づき、介護事業所・施設において災害・感染症に関し義務化されているもの。

・非常災害に備えた避難・救出・その他必要な訓練の実施。

・感染症の予防及びまん延防止のための委員会の設置、指針の整備、及び研修・訓練の実施。

・業務継続計画の策定及び職員への周知、必要な研修及び訓練の定期的な実施、計画の定期的な見直し。

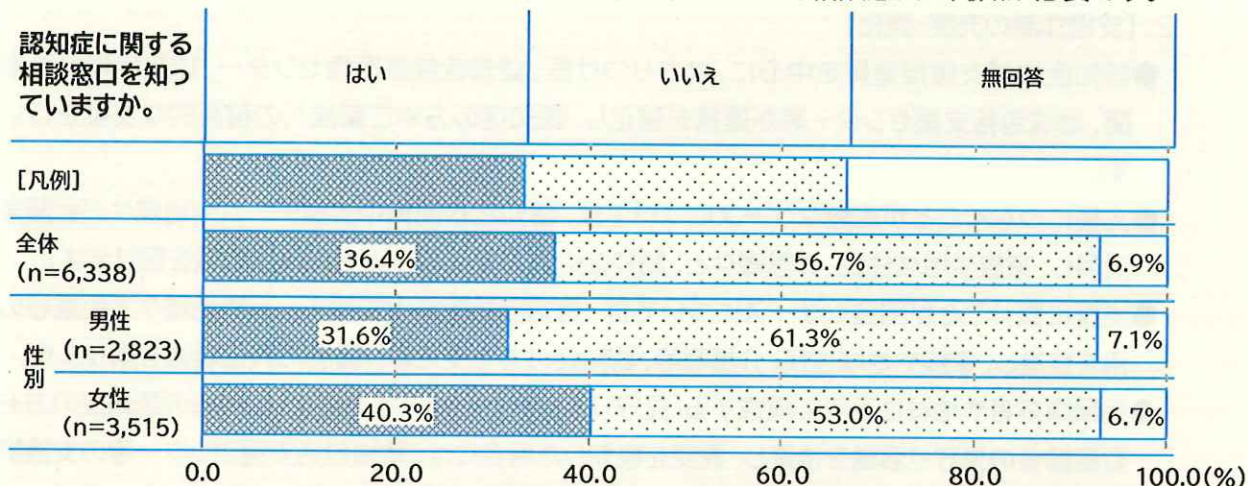
*2 災害時情報共有システム:災害発生時に国・自治体が施設等の被害状況を迅速に把握することを目的に、厚生労働省において整備されたシステム。



基本施策項目 8-① 本人・介護者への支援とバリアフリーの推進

現状と課題

- 在宅で介護を主に行っている家族介護者が最も多く感じる不安要因は「認知症への不安」で、30.0%を占めています。^{*1}一方で、認知症に関する相談窓口を知っている方は全体の36.4%に留まっています。^{*2}認知症の方や家族が適切な支援に繋がるよう、相談窓口の周知が必要です。



*2 出典:松江市「高齢者の生活に関するアンケート(2025(令和7)年度調査)」

- 今後、後期高齢者の増加に伴い、認知症の方の増加も見込まれることから、認知症になっても生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症の方の社会参加の機会を確保することが重要です。
- 独居高齢者世帯の増加に伴い、地域における見守り体制の整備が一層重要となっています。

基本施策項目の方向性

- 早期相談・早期対応に繋げるため、認知症に関する各種相談窓口の周知を強化します。
- 認知症の方や家族が地域で孤立することがないように、交流できる通いの場の拡充に努めます。
- 認知症の方が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、社会参加の支援を行います。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
認知症に関する相談窓口を知っている割合(%)	36.4	50.0
認知症カフェ設置数(か所)	12	15
見守りネットワーク ^{*3} の協力事業者数(事業者)	424	500
見守りシール ^{*4} 利用登録者数(人)	197	300

具体的な取組み

1.【早期相談・対応への取組み推進】

- 早期相談・対応に繋げるため、市報やホームページ、SNS 等を活用し、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の具体的な相談窓口を広く周知します。
- 関係機関と連携し、認知症と診断された方が、早期に地域包括支援センターを通じて、適切な支援につながる仕組みづくりを進めます。
- 「認知症の人と家族の会」や地域包括支援センター等の関係機関の紹介、認知症カフェ立上げ等、認知症の方や家族が必要な支援につながるよう、相談体制の整備と交流の場の拡充を進めます。

2.【支援体制の充実・強化】

- 認知症地域支援推進員を中心に、かかりつけ医、認知症疾患医療センター、認知症専門医療機関、地域包括支援センター等が連携を強化し、認知症の方やご家族への積極的な支援を行います。
- 支援につなぐことが困難なケースについては、認知症初期集中支援チームや地域ケア会議等を活用し、家族や地域住民、介護職など、認知症の方を支える介護者の負担軽減を図ります。
- 支援に繋ぐことが困難なケースについては、認知症初期集中支援チームや地域ケア会議等の活用を推進し、家族や地域住民、介護職等、認知症の方を支える介護者の負担軽減を図ります。
- 民間事業者や地域住民等で構成する「見守りネットワーク」の拡充により、地域の認知症の方を含む高齢者の見守り活動を推進し、異変を察知した場合には、地域包括支援センター等の支援機関に情報提供を行い、必要な支援に繋げる体制づくりを推進します。
- 見守りシールや GPS の利用拡大のため、対象の方の家族や関係機関へ利用を働きかけます。また、見守りシールの効果を発揮するため、市民にシールの意味や機能について周知を図ります。
- 地域での活動を希望する認知症サポーターの活用（見守り活動や、認知症カフェでの話し相手等）を促進するため、チームオレンジ^{*5}の拡充に努めます。

3.【認知症の方の社会参加支援】

- 認知症地域支援推進員が、若年性認知症支援コーディネーターや就労支援機関等と連携し、認知症の方が生きがいや希望を持って地域で暮らし続けられるよう、認知症カフェや子ども食堂等の交流の場への参加や就労支援を行う等、多様な社会参加の機会の確保に努めます。
- 市が主催する「本人さんカフェ」などの認知症カフェでの交流や、認知症の方への日常的な支援、さらに「認知症の人と家族の会」との協働を通じて、認知症の方本人や家族の意見を把握し、その思いを認知症施策に反映できるよう努めます。
- 認知症の方が、自らの認知症に係る経験の共有や発信の支援を行い、ピアサポート活動や、本人ミーティング等の活動を推進します。

*1 出典：松江市「在宅介護実態調査（2025（令和7）年度調査）」。

*2 出典：松江市「高齢者の生活に関するアンケート（2025（令和7）年度調査）」。

*3 見守りネットワーク：高齢者の生活に密接にかかわる事業者や団体と松江市が高齢者の見守りに関して協定を結び、日常業務の範囲の中で、地域の高齢者の方に対して「さりげない見守り」を行う仕組み。

*4 見守りシール：認知症等で道に迷われたりする高齢者の方の早期発見や身元の特定の導入。発見者が松江警察署又は地域包括支援センターに連絡し、シールに記載された番号を伝えることで個人の特定ができ、迅速にご家族へ発見の連絡をすることが可能。

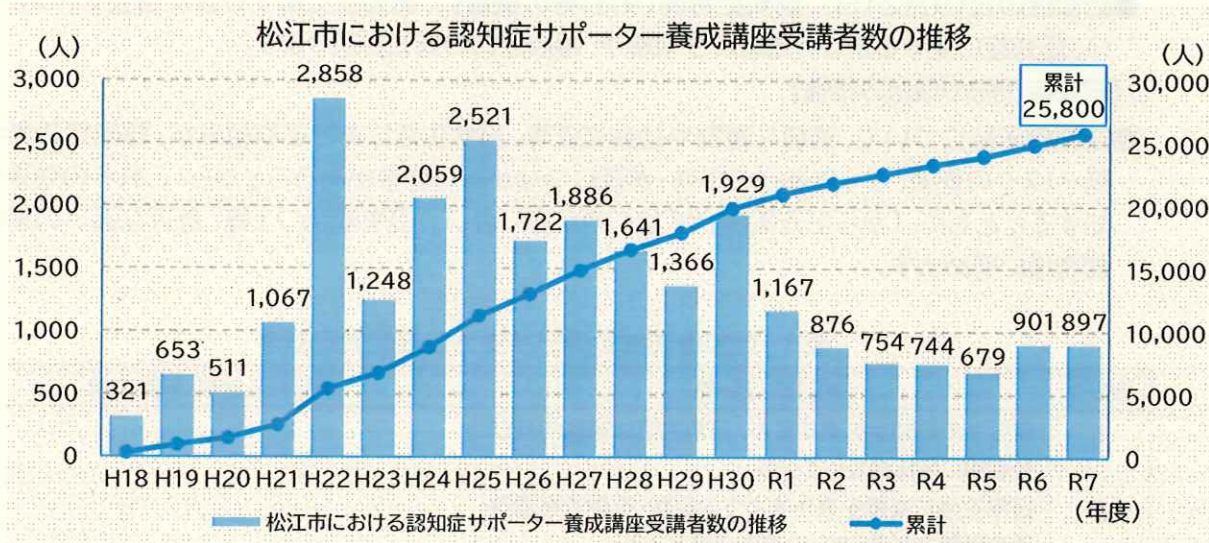
*5 チームオレンジ：認知症キャラバンメイト及びサポーター等を中心としたチームが、認知症の方やその家族を地域で支える仕組み。



認知症の人に関する理解の推進

現状と課題

- 2024(令和6)年10月末時点の要介護認定データにおいて、松江市の認知症(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上)*¹の方は9,208人となっています。
- 認知症の方とその家族が暮らしやすい地域づくりを進めるために、「新しい認知症観」*²に基づき、正しい知識及び理解の普及と支援する人材の育成が必要です。
- キャラバン・メイト*³は2026(令和8)年4月時点で195人です。



基本施策項目の方向性

- 「認知症の人と家族の会」、認知症疾患医療センター、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、認知症への正しい理解に向けた普及啓発に取り組みます。
- 認知症サポーター養成やキャラバン・メイトの活動支援を通じて、認知症に関する正しい知識及び理解の促進を図るとともに、「新しい認知症観」の普及に努めます。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
認知症サポーター養成講座受講者数(人:累計)	25,800	27,000
認知症キャラバン・メイト実働者割合(%)	72.3	80

具体的な取組み

1.【認知症に関する普及・啓発】

- 認知症を正しく理解し、地域や職域で認知症の方や家族を支援する認知症サポーターの養成を推進します。特に若年世代の認知症への理解を進めるため、認知症サポーター養成講座受講を働きかけます。
- キャラバンメイトの活動機会の拡充を図り、地域における認知症サポーターの養成を進めることで、認知症に関する理解の促進を図り、「新しい認知症観」の普及に努めます。
- 市報やホームページ、SNS等を活用し、認知症に関する基礎的な情報とともに、地域包括支援センター等の具体的な相談先や受診先の利用方法の周知を図ります。
- 認知症ガイドブック(認知症ケアパス)やリーフレットなどの媒体を市民、関係機関へ配布し、認知症に関する基本的な情報とともに、地域包括支援センターなどの相談窓口や、受診先の案内に努めます。
- 認知症の日(9月21日)、認知症月間(9月)等の機会に、認知症に関する普及啓発イベントを行い、認知症に関する正しい知識及び理解や、相談窓口の周知を図ります。

2.【認知症予防の取組み推進】

- 認知症予防について、適切な運動や社会交流等、日常生活における取組みが、認知症の発症遅延・リスクの低減、さらに進行の予防・遅延につながる可能性があることから、これらの効果を周知するとともに、「からだ元気塾」や「なごやか寄り合い」、認知症カフェ等、身近な通いの場の参加者増に努めます。

表 1 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判 断 基 準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
II a	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行動等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

*1 表1 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準参照。

*2 新しい認知症観:認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方。

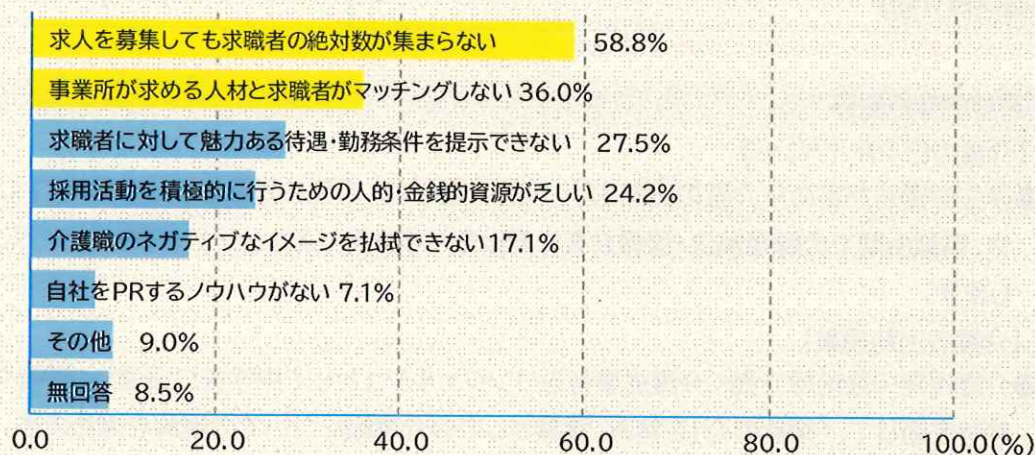
*3 キャラバン・メイト:認知症サポーター養成講座の講師役。自治体等が主催するキャラバン・メイト養成研修を受講し、登録する必要がある。

介護業界イメージアップに向けた情報発信

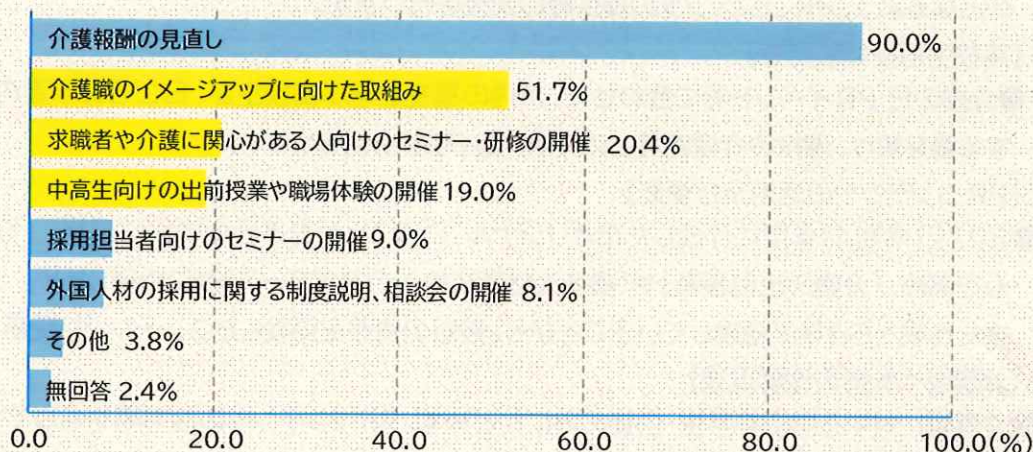
現状と課題

- 介護人材の確保等に関する実態調査(2025(令和7)年度)によると、事業所における人材確保の問題点として、「募集しても求職者の絶対数が集まらない」ことや、「事業所が求める人材と求職者がマッチングしない」ことが多く挙げられています。
- 行政に対する人材確保に関する要望として最も多いのは「介護報酬の見直し」ですが、次いで「介護職のイメージアップ」「求職者や介護に関心がある人向けのセミナー・研修」「中高生向けの出前授業や職場体験の開催」等の支援策を求める意見が多く、中長期的視点での人材確保策として、行政が持つ情報発信力を活かした介護業界のイメージアップへの希望も見られます。

人材の確保における問題点



人材の確保のために必要だと思う行政の支援



*出典:介護人材の確保等に関する実態調査(2025(令和7)年度)

基本施策項目の方向性

- 介護職として働くことで感じられるやりがいや、実際に働いている職員の魅力を伝える取組みを通して、中高生等の若い世代の介護職への興味・関心が高まるよう働きかけるとともに、保護者や進路指導教員に対して、介護の仕事や介護職に対する理解の促進を図り、介護職が進路選択において選ばれる職業となるよう推進します。
- 福祉人材養成校の学生に対して、松江市における介護職としての将来のキャリアを思い描く材料となるコンテンツを提供することで、松江市において介護職の就職者数を増やしていきます。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
「介護の出前授業」の実施中学校数(校)	9	12
介護PRイベントの実施回数(2025(令和7)年度からの 通算回数)(回)	1	5

具体的な取組み

1.【介護の日PRイベント】

- 厚生労働省が定めた介護の日(11月11日)に合わせ、市民を対象とした介護職のイメージアップや、事業所間での課題解決・情報共有に向けたパネルディスカッション等を行うイベント等を開催します。

2.【介護の出前授業】

- 介護現場の最前線で働く介護従事者をコンシェルジュとして中学校に派遣し、講義や体験的な活動等を通じて、「福祉の心」を育み、職業としての介護職についての理解を深めます。

3.【介護の職場体験】

- 中学校職場体験学習の実施の機会をとらえ、介護事業所での体験活動が、進路選択に資するものとなるよう、PRコンテンツの提供等の支援を行います。

4.【高校生福祉体験発表】

- 介護の日PRイベント等に合わせて、市内の福祉を学ぶ高校生が、日ごろの学習の成果を発表する場を設け、現役の介護職等との交流・相互理解を促進します。

5.【PRコンテンツの活用及び更新】

- 2022(令和4)年度に作成した市オリジナルコンテンツ^{*1}を市内中学校に配布し、介護職への関心を高め、「介護の出前授業」や「福祉人材養成校へのアプローチ」等に活用します。
また作成から4年が経過していることから、最新の情報を掲載したコンテンツに更新します。

6.【保護者や教員の理解促進】

- 介護職に対する関心を学生・生徒のみにとどめず、PRコンテンツの活用等を通じて、進路指導教員や保護者の理解を得て進学・就労に繋がるよう取り組みます。

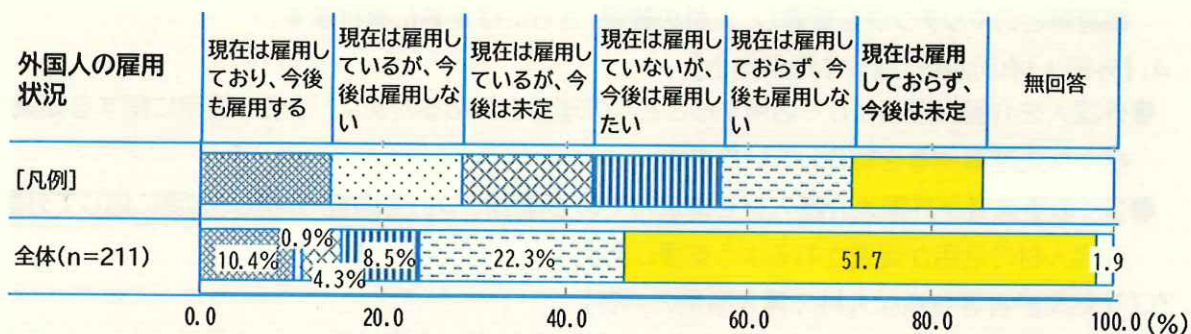
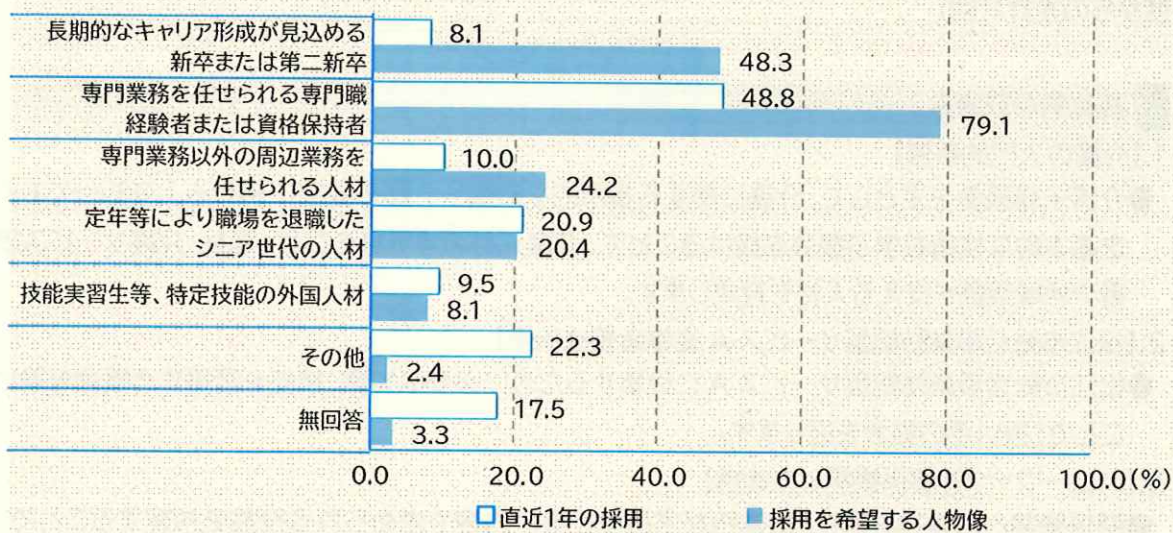
^{*1} 市オリジナルコンテンツ:PR 冊子「介護のしごとで私の未来をソウゾウしてみよう」、PR 動画「しまね介護トークセッション」福祉×クリエイティブ」【2022(令和4)年度作成】

多様な人材の参入促進

現状と課題

- 採用を希望する人物像では、「専門職経験者または資格保持者」「新卒または第二新卒」のほかに、「専門業務以外の周辺業務を任せられる人材」や「シニア世代」が多く挙げられている一方で、「技能実習生等の外国人材」は、8.1%にとどまっています。
- 直近1年間の採用実績では、多様な人材とされる「シニア世代」「技能実習生等の外国人材」は合計で30.4%と高くはありません。
- 介護人材の確保等に関する実態調査(2025(令和7)年度)によると、現在外国人を雇用しているのは全事業所の15.6%である一方、「現在は雇用しておらず、今後も雇用しない」という事業所は22.3%、また5割を超える事業者が「現在は雇用しておらず、今後は未定」と回答しています。

採用を希望する人物及び採用実績



*出典:介護人材の確保等に関する実態調査(2025(令和7)年度)

基本施策項目の方向性

- 元気高齢者や介護未経験者等に専門職以外の業務を任せられるような効果的な研修を行い、介護職場への就労を支援するとともに、事業者においても人材確保が幅広く推進されるよう、多様な人材の活用の方策について先進事例等の共有等を通じた支援を行います。
- 外国人介護人材については、「現在は雇用しておらず、今後は未定」である事業所が、将来的な受け入れ先となり得ることを想定しながら、理解醸成や制度周知も含めた先進事例の共有等、事業所がその置かれた状況に応じて適切な人材確保戦略を立案するための支援を行います。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
松江市総合事業訪問型サービス A ¹ 受講者数(人)	11	20
先進事例等共有セミナーの開催回数(2024(令和6)年度からの累計)(回)	2	6

具体的な取組み

1.【介護の入門的研修】

- 介護未経験者を主として、介護に関する基本的な知識や介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶ機会を設けることで、介護人材のすそ野を広げ、福祉・介護サービス事業者や地域活動を支える人材を育成します。

2.【松江市総合事業訪問型サービス A 従事者養成研修】

- 松江市総合事業訪問型サービス A に従事するために必要な知識、技能を習得する機会を設けることで、担い手の拡大を図ります。

3.【ハローワーク等関係機関との連携】

- 関係機関との連携を通じ、事業所が求める仕事の内容や求められる役割を共有することで、求職者等とのマッチングを促進し、人材の確保、さらには定着に繋がります。

4.【外国人材の活用に対する理解向上】

- 外国人を介護労働者として活用することへの理解を深めるために、法令の適用に関する知識や、様々な先進事例等を紹介していきます。
- 多くの事業者が外国人介護人材を未活用である理由について調査・分析し、必要に応じて外国人介護人材の活用が促進されるよう支援します。

5.【元気高齢者等多様な人材の導入事例の共有】

- 介護事業所・施設において地域に暮らす元気な高齢者を介護助手^{*2}として雇用・導入した事例等を紹介し、勤務する有資格職員等の負担軽減に繋がります。

*1 松江市総合事業訪問型サービス A: 身体介護を含まない掃除・洗濯・食事の準備・調理等の在宅サービス

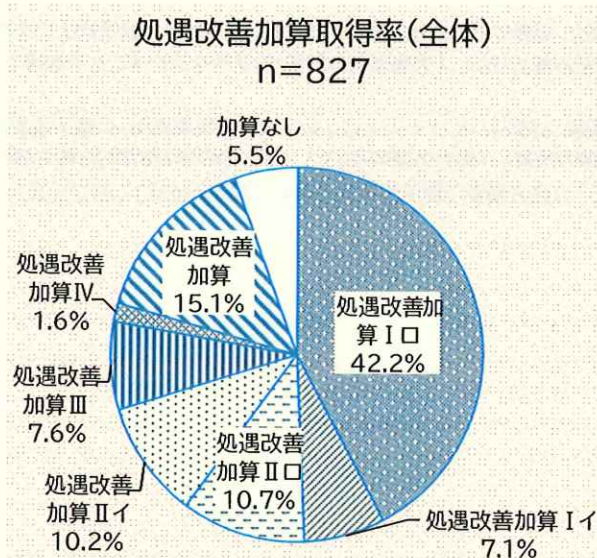
*2 介護助手: 食事の配膳・片付け、施設内の清掃など、無資格でも従事することができる業務を担当する職員。介護福祉士等の有資格者が介護業務に専念できる体制をとることができ、負担軽減につながる。



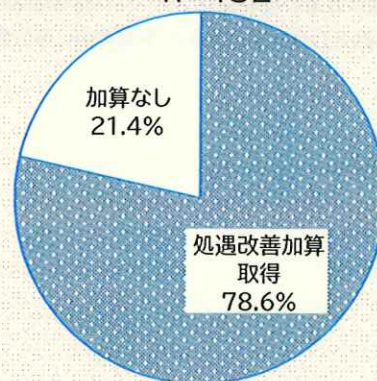
介護職員の処遇改善

現状と課題

- 令和8年6月に改訂された介護職員等処遇改善加算^{*1}の松江市における事業所・施設の取得率は94.5%(2026(令和8)年6月1日時点)です。また、新たに訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援が介護職員等処遇改善加算の算定が可能となりましたが、これらの介護サービス事業所の取得率は78.6%です。
- 事業所・施設が処遇改善加算を取得し、制度を有効に活用していくことにより、介護職場の安定した職員定着につなげていく必要があります。



うち令和8年6月から新たに対象となった訪問看護等の事業所^{*2}の
加算取得率
n=132



*出典:松江市介護保険課調べ(加算台帳から集計)

基本施策項目の方向性

- 処遇改善加算を取得した事業所において、現場で働く方々に対し継続的に処遇が改善される取組みとなるよう、事業者へ指導・啓発していきます。
- 処遇改善加算を財源とした手当以外の処遇改善を事業者とともに検討していきます。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値※	令和11年度 目標値
介護職員等処遇改善加算取得率(%)	—	96.0

※現在の処遇改善加算制度が令和8年6月から開始したため令和7年度の実績はない。

令和8年6月1日現在の取得率は94.5%

具体的な取組み

1.【国へのアプローチ】

- 中核市市長会等を通じ、介護報酬制度を通じた処遇改善策について国へ働きかけるとともに各種支援を要望します。

2.【(公財)介護労働安定センター^{*3}の活用】

- (公財)介護労働安定センターと連携を図り、雇用管理の改善、介護職員の処遇改善、労働環境の改善に取り組みます。

3.【介護職員等処遇改善加算の取得率強化】

- 保険者として、介護報酬上の介護職員等処遇改善加算の未取得事業所に対し取得を促し、また事務手続きについて助言・支援等を行うことで、取得率向上に取り組みます。

*1 介護職員等処遇改善加算：介護報酬への加算制度。「職位、職責に応じた任用要件と賃金体系を整備」、「資質向上のための研修機会の確保」「経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み等」に加え、「労働環境の改善」の要件を満たすことで取得できる。基本給の上乗せのほか、一時金としての支給も可能。

*2 令和8年6月に新たに対象になった訪問看護等：訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援事業所、介護予防支援。

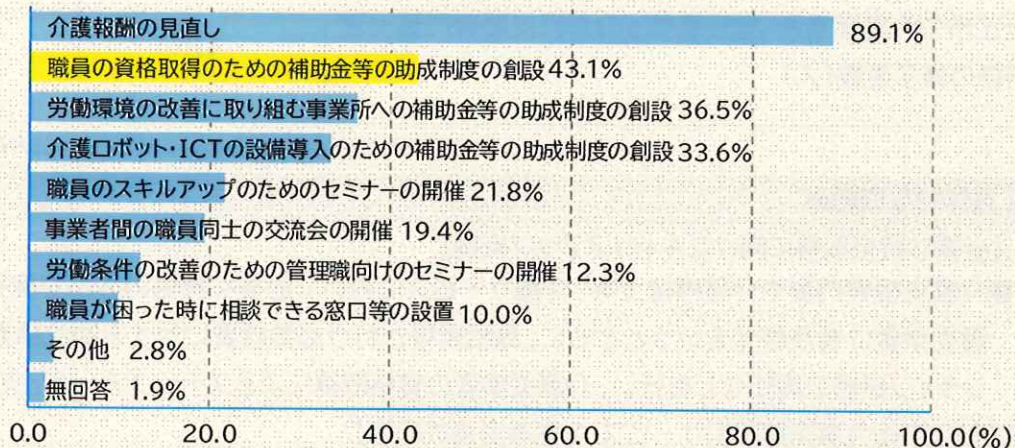
*3 (公財)介護労働安定センター：「介護労働者の雇用管理の改善」、「能力の開発・向上」、「その他の福祉の向上」等を目的に総合的支援を行う機関。1992(平成4)年、厚生労働省から「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に基づく法人として指定。

介護職員のキャリアアップ支援

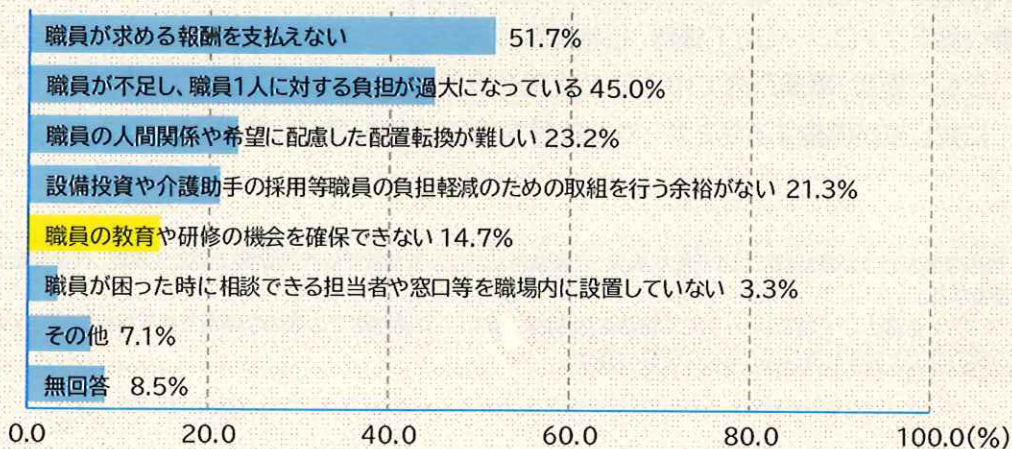
現状と課題

- 介護人材の確保等に関する実態調査(2025(令和7)年度)によると、人材育成・定着のために必要だと思う行政の支援は、「介護報酬の見直し」に次いで「職員の資格取得のための補助金等の助成制度の創設」が多く、人材育成・定着のために資格取得等のスキルアップが必要であり、その支援を行政に求める施設・事業所が多い状況です。
- 一方で、人材育成・定着における課題として「職員の教育や研修の機会を確保できない」と回答した施設・事業所の割合は、前回(令和4年度)調査の27.0%から今回は14.7%と12.3ポイント減少しています。処遇改善加算制度の効果として、職員の教育や研修に対し取り組む施設・事業所が増えつつあると考えられます。

育成・定着に関する行政支援への要望



人材の育成・定着における課題



*出典:介護人材の確保等に関する実態調査(2025(令和7)年度)

基本施策項目の方向性

- 一定の経験を積んだ職員がステップアップして、介護支援専門員や介護福祉士等の資格を取得することで、資格を有する職員の確保ができず、サービス提供に支障をきたす介護事業所・施設がないよう支援します。
- 高度な知識やスキルが求められる職業である介護職の育成・定着には、キャリアパスや成長の機会の提供を通じて、職員が自身の成長を実感し、モチベーションを向上させることのできる仕組みを、地域を挙げて整えていきます。
- 介護現場において省力化・生産性向上を図るためにはDX(デジタルトランスフォーメーション)への取り組みが必要であることから、ICT機器等に精通した人材を育成・確保していくことについて、介護事業所・施設の理解促進を図ります。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
松江市の介護事業所・施設職員※の介護支援専門員実務研修の修了者数(人)	18	22

※松江市内の介護事業所・施設に勤務又は市内在住の介護職員

具体的な取組み

1.【必要な資格取得に向けたキャリアアップ支援】

- 介護支援専門員や介護福祉士等、介護サービスにおいて必要な資格の取得を促進するよう、介護従事者に普及啓発を行うとともに、島根県等が行う必要経費に対する助成事業^{*1}の周知やオンライン研修の周知などを行い、介護従事者の資格取得によるステップアップを支援します。

2.【松江市総合事業訪問型サービスA従事者養成研修】

- 松江市総合事業訪問型サービスAに従事するために必要な知識、技能を習得するための研修を市が開催し、資格のない職員のキャリアアップの機会を設けます。

3.【介護テクノロジー導入に係る資格の周知、啓発】

- 介護テクノロジー(ICT機器、各種記録作成ソフト等)の導入・推進の際に、機器の選定・評価を行うなど施設・事業所内で中心的な役割を担う「スマート介護士」^{*2}の資格について、施設・事業所に対し市が開催するセミナーやHP等を通じて周知・啓発します。

*1 島根県等が行う必要経費に対する助成事業:介護職場における実務者研修代替職員確保助成事業、社会福祉士・介護福祉士修学資金など。

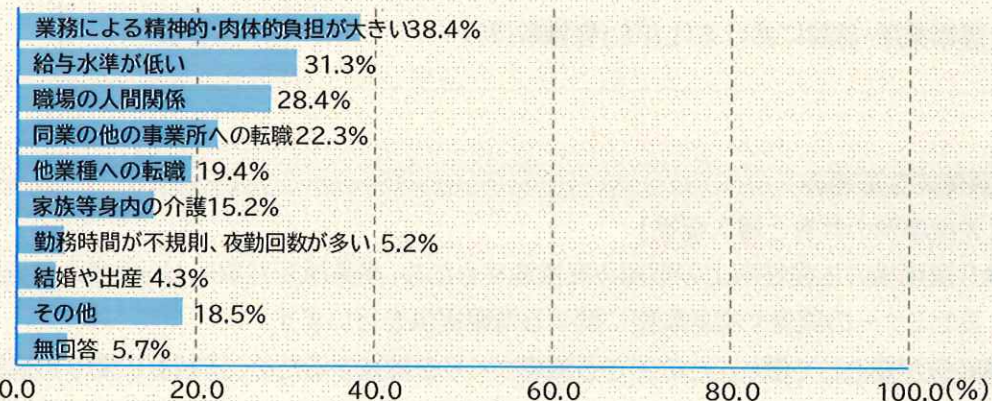
*2 スマート介護士:介護ロボット・ICT機器を効果的に活用し、介護現場での適切な運用をするための専門性を兼ね備えた、介護の質の向上と効率化を図ることのできる介護士。

働きやすい職場環境づくりの推進

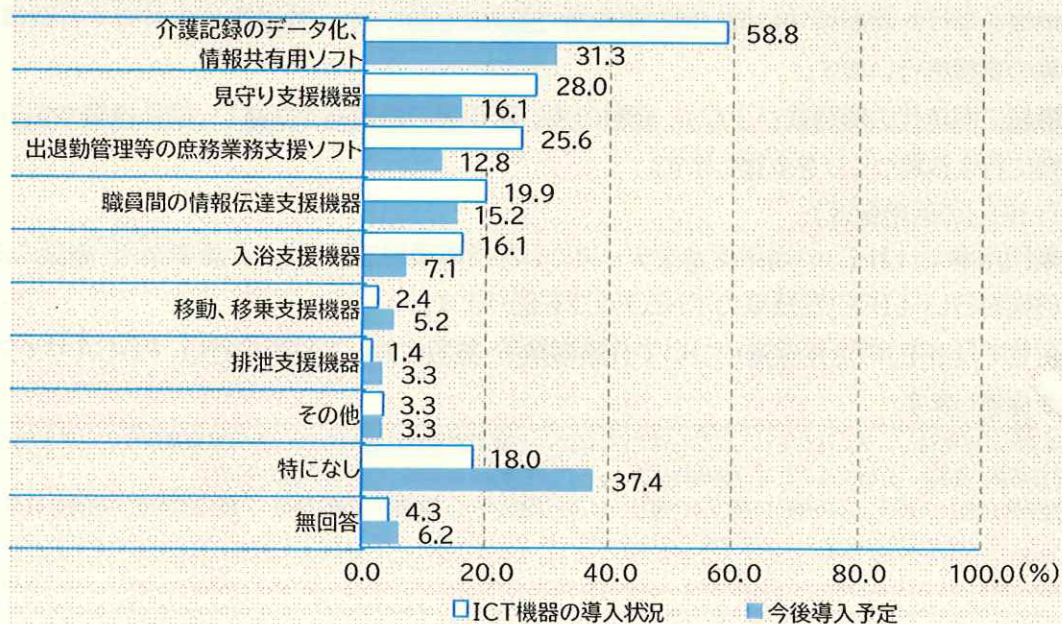
現状と課題

- 介護人材の確保等に関する実態調査(2025(令和7)年度)によると、職員が離職する主な理由として、「業務による精神的・肉体的負担が大きい」「給与水準が低い」「職場の人間関係」が上位に挙げられています。
- ICT機器等の導入については、「介護記録のデータ化・情報共有を目的としたソフトウェア」を導入した事業所が最も多く、続いて「利用者の見守りを目的とした支援機器」、「出退勤管理等の庶務業務を支援するソフトウェア」が多くなっています。一方で今後の導入については「検討していない」と回答した事業所が最も多く、ICT機器等の導入については十分進行しているとは言えない状況です。
- また国が推進する科学的介護情報システム「LIFE」*1の介護事業所・施設における登録率は36.1%にとどまっています。

職員が離職する主な理由(n=211)



ICT機器の導入及び検討状況(n=211)



*出典:介護人材の確保等に関する実態調査(2025(令和7)年度)

基本施策項目の方向性

- 働きやすい職場環境づくりには、ICT等介護テクノロジーの導入を行い、業務効率化・生産性向上により職員の身体的負担や事務負担の軽減を図っていくことが重要であり、そのためにも導入に対する補助制度の活用促進や先進事例の共有等を通じて、取組みを拡大します。
- また、介護サービス利用者やその家族等から受けるセクシャルハラスメントやカスタマーハラスメントに対する対策も含め、職員が安心して働くことのできる職場づくりも事業者共通の課題であり、地域を挙げた課題解決の機運を高めるよう取り組みます。
- 介護事業所・施設に「LIFE」の登録・活用を促進し、データを活用することでサービス計画作成を担う職員の負担軽減を図ります。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
ICT導入の先進事例を共有する場の開催回数(2025(令和7)年度からの累計)(回)	1	5
介護事業所・施設における「LIFE」登録率(%)	36.1	50.0

具体的な取組み

1.【先進事例の共有と導入促進】

- 介護現場の生産性向上の取組みを推進するため、事業所を対象に、ICT導入の先進事例を共有するセミナーの開催や補助制度に関する情報提供を行います。
- 職員が安心して働くことのできる職場づくりを推進するため、法制度に関する情報提供や、人事・労務に関するセミナー等への参加を促進します。

2.【介護事業所・施設や介護職員同士による情報共有の促進】

- 地域を挙げた課題解決に取り組む事業所・施設の活動に対し、先進事例の共有や行政情報の提供等の支援を行います。
- 職場に同年代の職員数が少なく、経験の浅い若年層の職員同士が集い、関係構築や悩み相談を気軽にできる場づくりを支援します。

3.【「LIFE」の活用促進】

- 集団指導で「LIFE」の活用促進をテーマにした指導項目を設定し、介護事業所・施設に向け周知・啓発を行い「LIFE」登録率のボトムアップを図ります。
- 併せて「LIFE」の活用促進について介護事業所・施設に対して説明を行い、PDCAサイクルの活用を促進します。

*1 科学的介護情報システム「LIFE」：2021(令和3)年度から運用開始されたシステム。各介護事業所において妥当性のある指標等を収集、蓄積し、分析することで介護現場にフィードバックする。科学的介護^{*2}の実践が目的。

*2 科学的介護：エビデンス(根拠)に基づく介護サービス。介護サービスの質の改善・評価、介護の標準化が期待される。

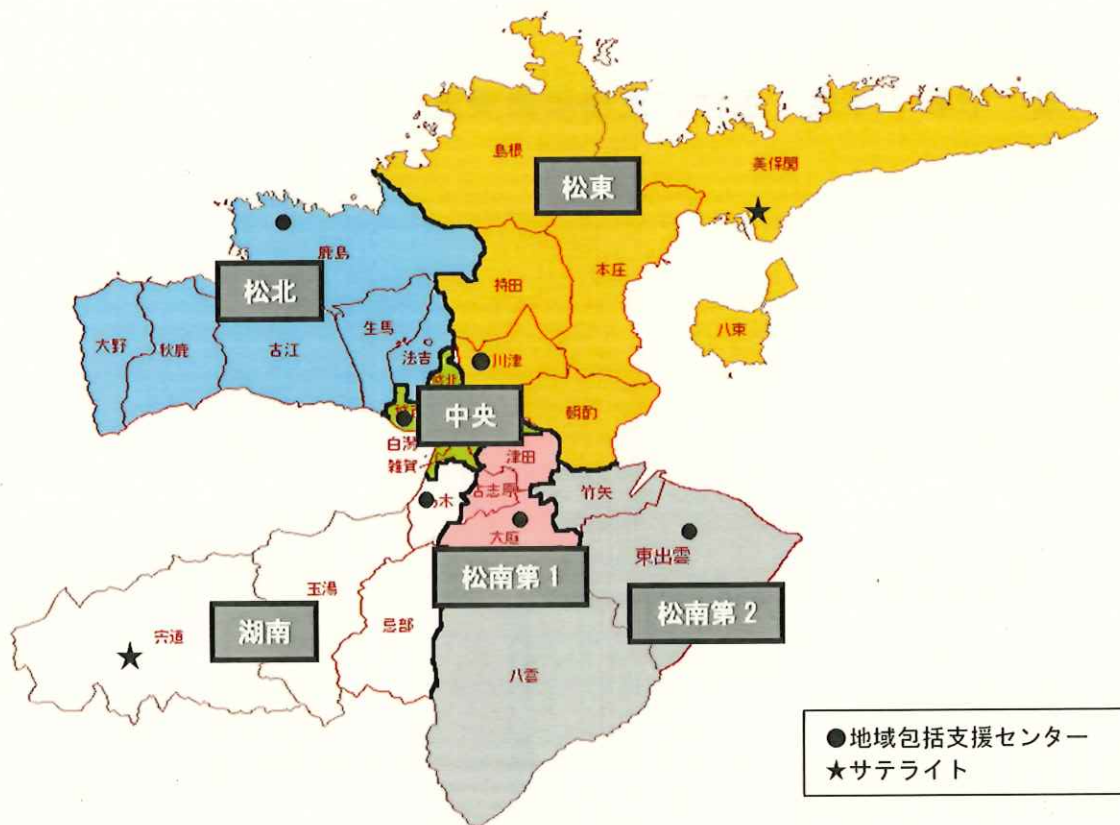
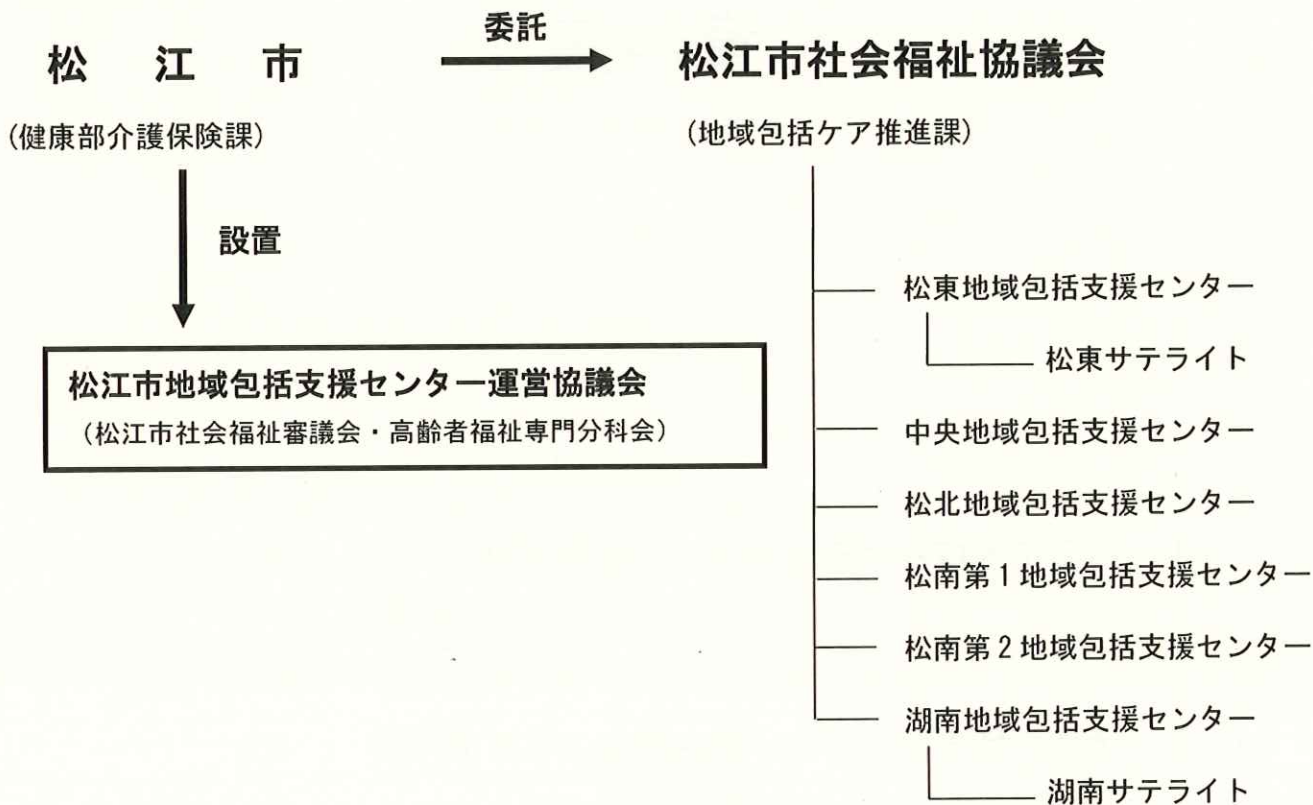
	大分類	中分類	小分類	予算額	決算額	備考	
収入	受託金収入			277,507,000	274,786,426		
		市区町村受託金収入		277,507,000	274,786,426		
			地域包括支援センター事業受託金収入	277,507,000	274,786,426	返還額 2,720,574円	
	介護保険事業収入				0	75,140	
		居宅介護支援介護料収入		0	0		
			介護予防支援介護料収入	0	0	相談員が作成した介護予防プラン料	
		介護予防・日常生活支援総合事業		0	75,140		
			事業費収入	0	75,140	相談員が作成した介護予防ケアマネジメントプラン料	
	経常収入計				277,507,000	274,861,566	
	支出	人件費支出			233,819,000	236,275,628	ベースアップ及び人事異動により差異が生じた
職員給料支出				120,998,000	123,109,484		
職員賞与支出				44,366,000	43,150,774		
非常勤職員給与支出				35,200,000	38,785,851		
法定福利費支出				33,255,000	31,229,519		
事業費支出				31,331,000	26,741,873		
		諸謝金支出		1,384,000	771,100	地域ケア会議助言者謝金、身寄り問題研修会講師謝金等	
		旅費交通費支出		449,000	98,853	若年性認知症講演会、身寄り問題研修会講師旅費等	
		研修研究費支出		193,000	131,000	包括初任者研修等	
		消耗器具備品費支出		1,205,000	1,248,536	事務用消耗品等	
		印刷製本費支出		859,000	716,540	見守りネットワークチラシ、封筒印刷代	
		水道光熱費支出		1,335,000	1,495,344	電気、水道、ガス料金	
		通信運搬費支出		5,073,000	4,159,294	電話、携帯電話、郵送料	
		広報費支出		1,219,000	1,357,816	社協だより掲載案分、松江市営バス車内放送費用	
		業務委託費支出		702,000	592,396	機械整備、清掃業務、廃棄物処理	
		手数料支出		3,417,000	2,851,805	コピー保守、GPS利用料、高齢者お役立ち情報システム料	
		保険料支出		1,324,000	1,133,190	車両任意保険料、福祉サービス総合保障保険料	
		賃借料支出		7,404,000	7,203,895	コピー機、車輛リース料等	
		租税公課支出		135,000	80,800	車輛重量税、自動車税等	
		保守料支出		1,847,000	1,665,769	ネットワーク保守料、建物・EV保守料	
		車輛費支出		4,168,000	3,120,838	車検、法定点検、車輛修繕、ガソリン代等	
		諸会費支出		75,000	75,000	安全運転管理者協会地区会費	
		保健衛生費支出		542,000	39,697	感染防止対策衛生材料費等	
		事務費支出			959,000	921,981	
			福利厚生費支出		959,000	921,981	健康診断料
事業区分間繰入金支出				11,398,000	10,922,084		
		事業区分間繰入金支出		11,398,000	10,922,084		
			社会福祉事業区分繰入金支出	11,398,000	10,922,084	退職共済掛金	
経常支出計				277,507,000	274,861,566		
経常活動資金収支差額				0	0		
当期資金収支差額合計				0	0		
前期末支払資金残高				0	0		
当期末支払資金残高				0	0		

資料集

- | | | |
|-----|----------------------|--------|
| I | 松江市地域包括支援センター設置状況 | P1 |
| II | 地域包括支援センターの目的および事業内容 | P2 |
| III | 令和7年度 包括的支援事業実施状況 | P3～P12 |

I 松江市地域包括支援センター設置状況

【設置主体】



Ⅱ 地域包括支援センターの目的および事業内容

1. 地域包括支援センターの目的 (介護保険法第 115 条 46)

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを高齢者の状態の変化に応じ、切れ目なく提供することが必要になります。このため、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として、地域包括支援センターを設置しています。

2. 地域包括支援センターの事業内容 (介護保険法第 115 条 45)

①総合相談支援業務

初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援、その実施に当たって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の状況の実態の把握を行うもの。

②権利擁護業務

成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図るもの。

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行うもの。

3. 指定介護予防支援事業 (介護保険法第 115 条 22)

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行います。

4. 地域包括支援センター運営協議会 (介護保険法施行規則第 140 条 66)

地域包括支援センターの設置・運営に関しては、適切、公正かつ中立な運営の確保や人材確保支援等の観点から「地域包括支援センター運営協議会」が関与します。運営協議会は市町村を事務局として市町村単位で設置されます。また、市町村はセンター設置の責任主体として地域の実情を踏まえ、運営協議会の議を経て運営に適切に関与していきます。

令和 7 年度 包括的支援事業実施状況

1. 総合相談支援業務／権利擁護業務

① 相談支援事業の状況

(表 1)相談延件数

(件)

年度	合計	地域包括支援センター別 相談延件数					
		松東	中央	松北	松南第 1	松南第 2	湖南
令和 5 年度	18,572	3,173 (883)	3,865	3,250	3,323	2,416	2,545 (739)
令和 6 年度	16,082	3,015 (639)	3,394	2,926	3,029	1,630	2,088 (750)
令和 7 年度	17,313	3,349 (862)	3,940	2,962	3,161	2,075	1,826 (773)

・()は各サテライトを再掲

・介護予防プラン作成件数・地域支援事業に関わる相談は含まず。

(参考：地域包括支援センター別高齢者数・高齢化率・独居高齢者数)

令和 7 年 3 月 31 日現在

		松東	中央	松北	松南第 1	松南第 2	湖南	合計
人口(人)		34,622	35,269	27,900	34,411	27,928	32,994	193,124
高齢者数	(人)	11,538	10,623	9,099	10,237	8,371	9,765	59,633
	(%)	33.33	30.12	32.61	29.75	29.97	29.60	30.88
独居高齢者数(人)		2,965	3,750	2,359	3,193	1,863	2,400	16,530

(表 3) 相談内容 (延数)

(件)

	年度	虐待	処遇困難	認知症	成年後見	権利擁護	実態把握 ※2	介護保険 関係※3	自立支援 サービス※4	インフォ ーマル	その他 ※5
合計	5	376	319	1,039	244	322	3,865	11,061	457	171	2,887
	6	238	86	773	205	202	3,734	9,603	536	143	2,477
	7	277	58	741	213	199	3,512	10,433	427	230	2,910
松東	5	169 (61)	90 (0)	335 (50)	104 (9)	107 (3)	479 (107)	1,884 (565)	89 (18)	68 (5)	548 (176)
	6	64 (9)	45 (2)	179 (23)	96 (29)	5 (1)	469 (109)	1,920 (389)	158 (12)	39 (1)	329 (145)
	7	21 (7)	14 (0)	253 (14)	30 (4)	2 (1)	739 (199)	1,982 (505)	56 (3)	97 (15)	565 (210)
中央	5	51	1	182	25	6	1,088	2,254	83	24	624
	6	45	5	140	55	23	1,110	1,920	126	30	610
	7	24	0	213	75	27	975	2,369	115	31	849
松北	5	80	117	113	29	14	534	2,162	60	27	359
	6	49	17	93	35	11	589	1,819	32	30	451
	7	86	5	72	50	11	642	1,774	24	61	490
松南第 1	5	16	0	118	34	28	730	1,572	163	14	738
	6	21	1	130	8	18	704	1,755	157	4	414
	7	23	4	64	42	22	632	1,800	174	3	488
松南第 2	5	22	11	83	3	102	445	1,574	15	19	319
	6	10	0	52	4	40	332	982	34	25	359
	7	65	2	25	1	36	321	1,323	39	18	316
湖南	5	38 (10)	100 (27)	208 (121)	49 (1)	65 (9)	589 (67)	1,615 (634)	47 (4)	19 (3)	299 (3)
	6	49 (8)	18 (0)	179 (130)	7 (0)	105 (4)	530 (116)	1,207 (616)	29 (14)	15 (7)	314 (0)
	7	58 (36)	33 (13)	114 (80)	15 (8)	101 (10)	203 (123)	1,185 (548)	19 (14)	20 (9)	202 (28)

※2：実態把握とは、関係機関からの依頼による状況把握等

※3：介護保険関係とは、介護保険申請、住宅改修の相談、ケアマネや施設の紹介等

※4：自立支援サービスとは、配食サービス等

※5：その他とは、介護保険以外の施設の紹介、インフォーマルサービスの紹介、苦情対応等

・()内は各サテライトの内数

(表 4) 相談経路 (新規相談者)

(件)

	年度	合計	松東	中央	松北	松南第1	松南第2	湖南
本人	5	230	35(7)	41	24	51	31	48(26)
	6	308	44(9)	56	39	82	45	42(23)
	7	288	60(18)	62	26	66	34	40(8)
家族・親族	5	889	156(56)	135	132	182	146	138(50)
	6	946	188(58)	152	146	164	147	149(64)
	7	949	213(71)	156	121	186	143	130(43)
ケアマネジャー	5	60	5(3)	27	5	9	9	5(1)
	6	59	11(3)	14	4	14	10	6(1)
	7	81	12(3)	14	6	19	19	11(6)
行政	5	65	18(9)	7	20	1	7	12(4)
	6	64	11(6)	5	9	24	4	11(3)
	7	100	14(2)	12	20	25	18	11(3)
医療機関	5	365	47(15)	70	46	100	41	61(15)
	6	331	51(14)	60	40	78	30	72(16)
	7	357	64(19)	75	29	81	45	63(21)
民生委員	5	69	16(6)	15	8	7	8	15(4)
	6	62	8(4)	8	12	21	3	10(2)
	7	63	7(2)	5	3	33	5	10(1)
福祉推進員	5	9	2(1)	2	1	1	1	2(0)
	6	12	0(0)	0	5	4	1	2(0)
	7	6	1(0)	0	1	3	1	0(0)
近隣住民・知人	5	43	9(3)	11	5	8	5	5(1)
	6	41	3(0)	7	6	12	8	5(2)
	7	42	7(1)	11	5	7	7	5(3)
警察	5	12	0(0)	3	1	3	2	3(0)
	6	5	1(1)	0	0	2	1	1(0)
	7	9	3(1)	2	2	2	0	0(0)
他関係機関	5	128	33(6)	23	24	26	7	15(3)
	6	129	14(2)	23	19	41	21	11(0)
	7	96	15(3)	14	16	23	12	16(6)
合計	5	1,870	321(106)	334	266	388	257	304(104)
	6	1,957	331(97)	325	280	442	270	309(111)
	7	1,991	396(120)	351	229	445	284	286(91)

・()内は、各サテライトの内数

②高齢者虐待の状況（令和7年度）

（表5）高齢者虐待の相談件数 及び 相談・通報者（件）

相談・通報件数		76
相談・通報者 (重複有)	① ケアマネジャー・事業所職員	35
	② 民生委員	0
	③ 虐待者本人	0
	④ 家族・親族	9
	⑤ 警察	1
	⑥ 被虐待者本人	4
	⑦ その他(法律事務所、病院他)	27

（表6）虐待と判断した件数及び虐待の種別（件）

虐待と判断した件数		21
種別 (重複有)	身体的虐待	11
	介護・世話の放棄、放任	2
	心理的虐待	3
	性的虐待	0
	経済的虐待	5

（表7）被虐待者の性別・年齢（人）

性別	男 性	2
	女 性	19
年 齢	65 歳未満	0
	65～69 歳	2
	70～74 歳	1
	75～79 歳	4
	80～84 歳	6
	85～90 歳	5
	90 歳以上	3

（表8）被虐待者の介護度（人）

介 護 度	自立	0
	事業対象者	0
	要支援 1	1
	要支援 2	3
	要介護 1	5
	要介護 2	3
	要介護 3	3
	要介護 4	2
	要介護 5	0
	未申請	4

会議名等	内 容	実施回数
事例検討会 (包括支援センター)	【内容】 困難事例や高齢者虐待等に関する事例検討 【参加者】(助言者)臨床心理士・公認心理師 【検討事例延件数】 2 件	2 回

2. 包括的・継続的マネジメント支援業務

(表 9) 多職種・地域連携の状況

(件)

	年度	合計	松東	中央	松北	松南第1	松南第2	湖南
関係機関との連携	5	16,647	3,447 (810)	3,157	2,683	3,109	2,177	2,074 (553)
	6	14,312	3,146 (667)	3,002	2,426	3,037	1,112	1,589 (639)
	7	15,007	2,930 (647)	3,740	2,681	2,985	1,509	1,162 (607)
医療機関との連携	5	5,593	983 (238)	1,233	877	818	787	895 (336)
	6	4,965	859 (250)	1,167	922	914	404	699 (393)
	7	5,601	968 (215)	1,657	1,035	863	464	614 (329)
インフォーマルサービスとの連携	5	995	250 (102)	219	132	104	167	123 (69)
	6	940	207 (121)	152	127	197	124	133 (95)
	7	841	164 (44)	112	191	174	104	96 (48)
入院(所)・退院(所)の支援会議等	5	85	22 (5)	1	10	28	12	12 (3)
	6	56	22 (6)	0	9	16	2	7 (0)
	7	102	22 (2)	6	56	10	1	7 (5)
ケアマネジャーへの個別支援	5	310	106 (20)	17	36	46	57	48 (6)
	6	168	46 (5)	6	58	16	10	32 (2)
	7	185	43 (0)	22	66	22	26	6 (5)

・()内は各サテライトの内数

(補足資料) 包括公開講座実施内容

日時	内容	参加者数
若年性認知症講演会 令和7年11月19日(水) 13:30~15:30	会場 松江市総合福祉センター大ホール 内容 本人・家族の声から考える共に歩む社会へ ①「認知症行方不明者家族山陰の会設立への思い」 講師 認知症行方不明者家族山陰の会代表 荒川勉氏 ②「認知症になってからも自分らしく！ 本人の声がひらく新しい認知症観の時代へ」 講師 認知症本人大使「希望大使」、オレンジドア とっとり「ピアサポーター」、日本認知症本人ワーキンググループ 相談役理事 藤田和子氏 講師 鳥取市中央包括支援センター 認知症地域支援推進員 金谷佳寿子氏	91 名

日時	内容	参加者数
公開講座 令和8年2月14日(水) 14:00～16:00	会場 松江市総合福祉センター大ホール 内容 市民講演会「身寄り問題を考える」 ひとりにしないまちづくり ～単身社会と希望のまち～ 講師 NPO 法人抱擁理事長 奥田知志氏、支援担当者、当事者	171 名

(補足資料) 松江市事例検討会実施状況

検討会開催前に勉強会を開催し、24 人の参加があった。

年 6 回の開催で 6 事例を検討し、介護支援専門員等延べ 78 人の参加があった。

(補足資料) ブロック連絡会等 実施内容 ※6

(人)

日時	内容	参加者数
第 1 回 令和 7 年 6 月 24 日(火) 13:30～15:00	会場 松江市総合福祉センター大ホール 内容 1. 松江市からのお知らせ (1) 失語症者支援センターより 一般社団法人山陰言語聴覚士協会 言語聴覚士 大嶋亮子 氏 松江市障がい者福祉課 障がい者政策係長 曾田秀二 氏 松江市障がい者福祉課 副主任 吉田有希 氏 (2) 高次脳機能障害支援拠点について 松江青葉病院 精神保健福祉士 仲西 秀之 氏 (3) 松江市社会福祉協議会より ①地域福祉課 地域福祉係より ②生活支援課 権利擁護支援係より ③地域包括ケア推進課 ④在宅医療・介護連携支援センターより ⑤地域包括支援センターより ・地域ケア会議チーム ・認知症支援チーム ・保健師部会	125 名

日時	内容	参加者数
第 2 回 実務経験 3 年未満 ケアマネ研修会 令和 7 年 8 月 22 日(金) 14:00~15:30	会場 松江市総合福祉センター 4 階教養室 内容 ①ケアマネの仕事が長く続けられるコツ ~新人の頃に悩んだこと・解決した事~ 講師 回春ケアマネージメントビューロー 山根崇広氏 ゆめ福 居宅介護支援事業所 松浦誠史氏 ②ケアマネ同士での意見交換、情報交換	16 名
第 3 回 令和 7 年 10 月 22 日(水) 13:30~15:00	会場 松江市総合福祉センター大ホール 報告 松江市の高齢者虐待の現状 松江市社会福祉協議会地域包括ケア推進課 課長補佐 小須賀昭雄 講演 「高齢者虐待防止法と市町村の責務」 講師 法テラス島根法律事務所 弁護士 加藤大介 氏	132 名
居宅介護支援事業所 管理者意見交換会 令和 7 年 12 月 16 日(金) 13:30~15:00	会場 松江市総合福祉センター 4 階教養室 内容 ①事業所から情報提供 ②意見交換「シャドーワークについて」	29 名

(表 10) ネットワーク構築事業の状況 (開催回数)

(回)

		松東	中央	松北	松南第1	松南第2	湖南	合計
a 包括主催の 会議	ブロック連絡会※6	5						5
	3職種部会※7	36						36
	包括内部会議※8	197						197
	包括ケア推進事業※9	134						134
b 市・他機関主 催の会議	地域密着型サービス 運営推進会議※10	33(20)	6	31	43	12	36(19)	161
	地区情報交換会※11	81(36)	7	51	31	90	36(10)	296
	その他	4(0)	104	14	14	6	6(1)	148
c 他機関・団体 主催の事業	なごやか寄り合い事業	10(1)	12	17	19	4	3(1)	65
	相談会	24(0)	3	0	4	9	7(1)	47
	講座・研修会	7(0)	8	8	3	1	11(2)	38
	その他	12(3)	82	17	5	20	4(2)	140

・()内はサテライトの内数

*会議の詳細

会議名	参加者(包括含)	主な内容
※6 ブロック連絡会	サービス事業所、ケアマネ、施設職員、包括等	インフォーマルサービスの紹介、認知症の研修、高齢者虐待の研修、福祉用具について、特定健診について等
※7 3職種部会	包括支援センター保健師、社会福祉士、主任ケアマネ	各々の専門分野での業務の推進についての検討等
※8 包括内部会議	包括職員、社協職員等	班長会、内部事例検討会、包括内部研修会、多職種協議会議、各包括定例会議、社協内対策会議等
※9 包括ケア推進事業	関係機関の代表(病院、事業所、ケアマネ等)、市、包括等	虐待困難事例検討会、松江市事例検討会、包括公開講座、交番との連絡会等
※10 地域密着型サービス 運営推進会議	職員、家族会代表、自治会、民生児童委員、市、包括等	地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、グループホーム、(看護)小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の運営の意見交換等
※11 地区情報交換会	民生委員、福祉協力員、市、社協、包括等	地区活動についての検討、民生児童委員定例会、要援護者支援会議、生活支援会議、成年後見センター連絡会等

3. 指定介護予防支援事業

(表 11) 予防給付プラン作成状況 (件)

予防給付対象者	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	月平均	年間	月平均	年間	月平均	年間
	2,183	26,194	2,115	25,372	2,088	25,062
a)包括直営	450	5,399	421	5,046	323	3,880
b)委託	1,733	20,795	1,694	20,326	1,765	21,182

(表 12)介護予防ケアマネジメントのプラン作成状況 (件)

介護予防ケアマネジメント対象者	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	月平均	年間	月平均	年間	月平均	年間
	947	11,362	925	11,097	955	11,461
a)包括直営	280	3,355	268	3,210	743	8,911
b)委託	667	8,007	657	7,887	212	2,550

(表 13) 地域包括支援センター別 予防給付プラン作成状況(令和 7 年度) (件)

	松東	中央	松北	松南第 1	松南第 2	湖南	計
包括作成	502	1,218	837	579	393	351	3,880
委 託	5,122	3,666	2,688	3,482	2,664	3,560	21,182
計	5,624	4,884	3,525	4,061	3,057	3,911	25,062

(表 14)地域包括支援センター別 介護予防ケアマネジメントプラン作成状況 (令和 7 年度)

	松東	中央	松北	松南第 1	松南第 2	湖南	計
包括作成	126	972	549	558	143	202	2,550
委 託	1,412	1,764	961	2,333	1,140	1,301	8,911
計	1,538	2,736	1,510	2,891	1,283	1,503	11,461

(表 15) 地域包括支援センター別 予防給付及び介護予防ケアマネジメント 年間プラン作成状況 (令和 7 年度) (件)

	松東	中央	松北	松南第 1	松南第 2	湖南	計
包括作成	628	2,190	1,386	1,137	536	553	6,430
委 託	6,534	5,430	3,649	5,815	3,804	4,861	30,093
年間合計	7,162	7,620	5,035	6,952	4,340	5,414	36,523
給付管理 月平均件数	597	635	420	579	362	451	3,044

(表 16) 地域包括支援センター別 指定居宅介護支援事業所 (R8.3 月現在)

ケアプラン委託事業所

	松東	中央	松北	松南第 1	松南第 2	湖南	実事業所数
プラン作成 委託事業所	39	44	30	45	39	42	71